

國第四十回 參議院大藏委員會

昭和三十七年三月二十九日(木曜日)

本日委員藤田進君辞任につき、その補欠として野溝勝君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

卷之三

委員

青木	賛雄君	一男君
大谷	岡崎	真一君
高橋	田中	茂穂君
林屋	堀	龟次郎君
高橋	前田	末治君
木村	山本	久吉君
成瀬	木村	米治君
野溝	喜八郎君	幡治君
平林	轔	勝君
原島	剛君	宏治君
大竹	平八郎君	五郎君
須藤		

衆議院議員
修正案提出者 毛利 松平君

第五部 大藏委員会會議録第二十号

昭和三十七年三月二十九日 「參議院」

○平林剛君 昨日、私は大蔵大臣に対
して、税法の関係から、今度の減税は
たゞここに及ばなかつたという問題を取
り上げまして、今後の善処方を要求を

きよう専売公社の総裁においてをいたしましたのは、実はたばこの販売をいたしましたのであります。私に於ける問題についてであります。私の承知しているところによりますといふと、昭和三十七年度からたばこの販売の小売手数料を変更するというお話を聞いているのでありますけれども、まだ確定したものとは考えませんけれども、公社として一体どういうお考えでその販売小売手数料の変更を考えるようになられたのか、このことについでまずお尋ねをいたしたいと思うのであります。

そういうふうに改訂いたしました趣旨は、結局、先ほど申し上げましたように、小売店の経営の実態を見てみますると、非常に売り上げの小さいところでは、なかなか現在の手数料では、売り上げの絶対額が少ないのですからして、収入の絶対額も少ない。したがいまして、かなり経営の苦しい面がござります。そういう面について見ますとともに、非常に売り上げの大きい面につきましては、ままここに、売り上げの少ないところよりも採算がいい、こういうことが、いろいろ全国の実態調査を公社でやつておりますが、そういう面からはじきりいたしておりますので、そういう面につきましては従来より率を多少下げる、こういったようになります。そこで方針をきめました次第でございます。

○説明員(阪田泰二君) ただいまのところは、先ほど申し上げましたような方針で進むつもりでおるわけあります。

○平林剛君 ただいまのところそういう方針でいくということは、次の段階によつて、場合によつては、検討した結果、若干是正したほうがよろしいといふことになるかも知れないという意味が入つたものと、私は好意的に理解をいたします。

そこで、ただいま公社が今後準備を進めておるという中において、私ふに落ちない問題がある。月の売り上げ十二万、年間百四十四万円以下の売り上げに対して、これを八分五厘から九分に持つていくということは、手数料の引き上げでありますから、なかなかけつこうなことだと思うのです。私はむしろこの際一割程度に引き上げることが妥当だと思つておりますけれども、引き上げの場合には、ないよりあつたほうがましだという議論もありますして、そう問題にはならないかと思うのであります。しかし、百万円をこえるものについては、現行八分を六分に引き下げていくというやり方は少し苛酷であつて、筋が通らないのではないかだろうかと思うのであります。その理由は、だれでも今日の生活よりあなたの生活の向上を望むのは共通の感情であります。だから、たゞこの小売屋さ

二十七

んといえども、かりにそれが月に百万円以上の販売成績を上げておったものだといたしましても、なおさら売り上げを増進するという意欲に燃えて生活を改善をしていきたいというのは、これは今日池田内閣の自由主義経済における当然の思想ではないか。いわんや、池田内閣は所得倍増政策ということを掲げまして、各国民の所得をふやしていくのだという建前からいきます。いうと、いかにたばこ屋さんであつて、それが百万円以上こえるうちだからといましても、いきなり現行八分から六分に引き下げるというやり方は当を得ていないのではないか。たゞ同時に、たばこ屋さんにとつてみると、やはり既得権という考え方があると思うのであります。今までピースを売るごとに、八分の歩合があつた。それが昭和三十七年度からいきなり、公社が準備を進めておられる構想に基づいて六分に下げられるということになると、既得権の侵害ということになるわけです。これを一方的に実施をするということは、私はいかに専売公社が権力を持つておってそれをやるのはおれの自由だということになつておりまじょとも、やはり権力的な実施という批判を免れないだらうと思うのであります。同時に、かりに、百万円をこえている、たくさん販売成績を上げているところは、月の売り上げが少ないものと比べたら利潤があるのであるから、八分から六分に下げるというやり方は、どうも筋が通らない。たゞさ

んの売り上げがあつて、それだけ利潤があれば、税務署はその所得に対し活性を改善をしていきたいと思つて、これは今日池田内閣の自由主義経済における当然の思想ではないか。いわんや、池田内閣は所得倍増政策ということを掲げまして、各国民の所得をふやしていくのだという建前からいきます。いうと、いかにたばこ屋さんであつて、それが百万円以上こえるうちだからといましても、いきなり現行八分から六分に引き下げるというやり方は当を得ていないのではないか。たゞ同時に、たばこ屋さんにとつてみると、やはり既得権という考え方があると思うのであります。今までピースを売るごとに、八分の歩合があつた。それが昭和三十七年度からいきなり、公社が準備を進めておられる構想に基づいて六分に下げられるということになると、既得権の侵害ということになるわけです。これを一方的に実施をするということは、私はいかに専売公社が権力を持つておってそれをやるのはおれの自由だということになつておりまじょとも、やはり権力的な実施という批判を免れないだらうと思うのであります。同時に、かりに、百万円をこえている、たくさん販売成績を上げているところは、月の売り上げが少ないものと比べたら利潤があるのであるから、八分から六分に下げるというやり方は、どうも筋が通らない。たゞさ

ここで調整をしていけばいい問題ではないでしょうか。私は、今日、人件費や税金をかけるわけでありますから、それは諸般の事情から、物価の上昇の機運の中におきまして、たとえ小売屋さんがもうかつておると仮定いたしましても、それをいきなり八分から六分に下げるというのは理屈に合わないんじゃないのかというふうに考へるのではありません。私のこの見解に対しまして、なお八分から六分に下げなければならぬ理由というのはほどこにあるのでございましょうか。

○説明員(阪田泰二君) 手数料のきめ方につきましては、上げるほうはけつこうだけれども、下げるほうは既得権の侵害ではないかと、こういった御越旨の質問ですが、やはり手数料といふものは、その実態に応じて適正な手数料の率をきめる、こういうことが基本的な考え方であるべきだらうと私は考へておるわけあります。今回も十分にやつていくといふように考えておるわけであります。

○平林剛君 総裁のお答えとしては、まことに適切でない例がございました。現在でもたばこは、十二万円以下のものは八分五厘であつて、それ以上のは八分で、下げておるのだと言わされました。これは高いものを下に下げたのじやないのです。私がこんなことを説明するのはおかしいのですけれども、從来たばこの販売手数料は八分五厘にし、九分にし、あるいは一割にまで下げたのだといったような御説明を申し上げたつもりでございます。

しかし、しかばたばこの小売屋さんの経営の実態について経費がどういふうになつておるかといふことは、私は議論があると思う。総裁のたまにおきましたが、手数料率を過去に下げたことは絶対ない、あるいは手数料率を下げることは既得権の剝奪であつてそれはできないことであるといったふうには私も考えていないわけでございます。

ういう規模によつて、何軒、いつ、どういふうに調査をされたか、これをひとつお聞かせいただきたいと思いまつてお聞き取り願いたい。

そこで、私は、小売店の經營の規模によりまして、割合と売れないと申しますが、手数料がどういう形になつておる、十二万円では八分五厘、これをこえれば八分、さらに将来の問題としては、百萬円をこえる部分はまた率が下がるなど、こういった点が手数料の体系にありますから、かりに十万円売れたとして、もマージンは八千円ありますか、あるいは八千五百円といふことになります。

そこで、私は、手数料を下げるのではなくて、十二万をこえれば手数料率が五厘を下げるのだと、こういう御説明を申し上げたつもりでございます。全体が八分五厘であつたものを、十二万以上は八分に下げたのだといったような御説明を申し上げております。

なほ、手数料率を下げるということは、これは平林委員も御承知のように、戦前におきましたが、手数料率が一割といふような時代もございましたわけであります。手数料率を過去に下げたことは絶対ない、あるいは手数料率を下げることは既得権の剝奪であつてそれはできないことであるといったふうには私も考えていないわけでございます。

その点は御了承願いたいと思います。その実態の調査の問題であります。これは専売公社で毎年全国的に標本を抽出いたしまして、記帳させ、收支の調査をいたさせております。件数は、大体昨年千二百軒くらいだらうと思いま

ますが、調査の詳細の内容につきましては、たいへん膨大なものであります。が、もし御必要がござりますれば、資料を取り寄せて、それから詳細に御説明申し上げてもよろしくございます。

○平林剛君 まあ先ほどの私の抗議に対するはあらためて御回答がありましたから、了承しますが、もし体系を少しずつ変えるというのなら、下のほうは一割にして、その次は九分にして、八分にして、こういうこともあるわけですね。それをいきなり九分から六分にもっていくことは、これは穏やかでないのではないかということを私は申し上げておるわけなんあります。

そこで、今全国調査千二百軒くらいで行なったという総裁のお話がございましたから、一応それは実態を見なくして御信用申し上げて、了承いたしました。しかし、千二百軒の小売屋さんの実態調査に基づいて、それでは大体公の調査によりますと、高額や、あるいは利益、経費、いろいろなものを考えまして、経費がかからないということが先ほど上げ下げする理由になつておるようでございますから、その調査結果によりますと、平均経費といらものはどのくらいに売り上げに対してなつておりますと、平均経費といらものはどのくらいに高額の小売店のほうがさような経営資本から照らしてみまして、経営が安定している、収益の額も多いと、こういうことが言えると考えております。

○平林剛君 私は、ただいまの千二百軒のサンプル調査をやつた事実は認めますけれども、しかしその平均経費の八分を六分に下げるのだと見込まれたので、だから八分から六分に下げたとおっしゃるのですか。

○説明員(狩谷亨一君) ただいまの御

質問に対してもお答えいたします。千二百軒の小売店の調査をいたしました結果、大小に格差がございまして、売り上げに対しまして、従来からの実績で申しますと、大体二%程度が経費になつております。これを最近の調査に基づきますと、これは二%と申しますのは、おむね従来何年かにわたつてその程度の数字が出ておりますが、さらに最近の数字を見てみますと、若干上がつて参りまして、低額の小売店について申しますと三%強、高額の小売店について見ますと二・五%程度の経費率になつておる次第でございません。ただ、これは経費率の問題でございまして、経費率のほかに、小売店の実態を見ますためには、商品の回転率がどうなつてあるか、あるいは資本の回転率がどうであるか、また経営資本に対する純利益の率はどうなつておるか、そういう角度でもわせて検討いたさなければならぬと思ひます。商品の回転率で申しますと、高額の小売店のほうが五割方高い率を示しております。また、資本の回転率で申しますと、約倍程度の比率を示しております。経営資本に対する純利益率で申しますと、この歩率の調整が必要であるといふ意見ではなつておるわけではありません。しかしながら、この歩率の調整が得たりかし」というわけである。今回改正いたしましたように、この歩率の調整が必要であるといふ意見ではなつておるわけではありません。別段そういう動きはないのだといふことをお答え申し上げておきます。

○説明員(狩谷亨一君) ただいま小売店についておきましたと、こういうことでかなり違つておるわけであります。私は、こういう千二百軒にしろ何軒にせよ、取り方にによって違つてくる。そのことだけを取り上げて、八分から六分に下げるというようなことは適当でないのではないか。あまりにもダウンが激し過ぎるのではないか。むしろこの際は現状維持をさせ、そして下の分を上げる程度のことでもとどまるというならまだしも、八分にしろ。しかしながら、千二百軒くらいの実態を見ますためには、商品の回転率がどうなつてあるか、あるいは資本の回転率がどうであるか、また経営資本に対する純利益の率はどうなつておるか、そういう角度でもわせて検討いたさなければならぬと思ひます。商品の回転率で申しますと、高額の小売店のほうが五割方高い率を示しております。また、資本の回転率で申しますと、約倍程度の比率を示しております。経営資本に対する純利益率で申しますと、この歩率の調整が必要であるといふ意見ではなつておるわけではありません。しかしながら、この歩率の調整が得たりかし」というわけである。今回改正いたしましたように、この歩率の調整が必要であるといふ意見ではなつておるわけではありません。別段そういう動きはないのだといふことをお答え申し上げておきます。

○説明員(狩谷亨一君) ただいまの御

も、同じように東京や大阪、名古屋の標準のたばこ店を調査いたしました結果によれば、対売り上げに対して五・四%は平均経費がかかるという調査結果になつておるのであります。問題は、これは取り方によってどう見るかであります。私は、こういう千二百軒にしろ何軒にせよ、取り方にによって違つてくる。そのことだけを取り上げて、八分から六分に下げるというようなことは適当でないのではないか。あまりにもダウンが激し過ぎるのではないか。むしろこの際は現状維持をさせ、そして下の分を上げる程度のことでもとどまるというならまだしも、八分にしろ。しかしながら、千二百軒くらいの実態を見ますためには、商品の回転率がどうなつてあるか、あるいは資本の回転率がどうであるか、また経営資本に対する純利益の率はどうなつておるか、そういう角度でもわせて検討いたさなければならぬと思ひます。商品の回転率で申しますと、高額の小売店のほうが五割方高い率を示しております。また、資本の回転率で申しますと、約倍程度の比率を示しております。経営資本に対する純利益率で申しますと、この歩率の調整が必要であるといふ意見ではなつておるわけではありません。しかしながら、この歩率の調整が得たりかし」というわけである。今回改正いたしましたように、この歩率の調整が必要であるといふ意見ではなつておるわけではありません。別段そういう動きはないのだといふことをお答え申し上げておきます。

○説明員(狩谷亨一君) ただいまの御

人間に対するお答えをする限りではないと思ひますが、たゞ、パチンコ云々といふお話をちょっとございましたので申し上げておきますが、まあパチンコ業者に小売店から非常に大量のたばこを一口でまとめて売り渡すと、こういう場合に、手数料の戻しが行なわれておると、こういう問題は、私どもはもちろん聞いているわけでございます。今回の手数料改訂にあたりましては、戻しがあるから手数料を下げるんだ、こいつの調査、二百軒の調査、これは小売店の自体に記帳させますし、組合の協力も得てやつておるのであります。現状におきましては最も信頼できる確実な調査であるという考え方であります。それで、こういうものを参考にいたしました。たゞ、経営の収支の状況が、そういう大口の売り上げにつきでとどまるというならまだしも、八分にしろ。しかしながら、千二百軒くらいの実態を見ますためには、商品の回転率がどうなつてあるか、あるいは資本の回転率がどうであるか、また経営資本に対する純利益の率はどうなつておるか、そういう角度でもわせて検討いたさなければならぬと思ひます。商品の回転率で申しますと、高額の小売店のほうが五割方高い率を示しております。また、資本の回転率で申しますと、約倍程度の比率を示しております。経営資本に対する純利益率で申しますと、この歩率の調整が必要であるといふ意見ではなつておるわけではありません。しかしながら、この歩率の調整が得たりかし」というわけである。今回改正いたしましたように、この歩率の調整が必要であるといふ意見ではなつておるわけではありません。別段そういう動きはないのだといふことをお答え申し上げておきます。

○説明員(狩谷亨一君) ただいまの御

は、私がお答えする限りではないと思ひますが、たゞ、パチンコ云々といふお話をちょっとございましたので申し上げておきますが、まあパチンコ業者に小売店から非常に大量のたばこを一口でまとめて売り渡すと、こういう場合に、手数料の戻しが行なわれておると、こういう問題は、私どもはもちろん聞いているわけでございます。今回の手数料改訂にあたりましては、戻しがあるから手数料を下げるんだ、こいつの調査、二百軒の調査、これは小売店の自体に記帳させますし、組合の協力も得てやつておるのであります。現状におきましては最も信頼できる確実な調査であるという考え方であります。それで、こういうものを参考にいたしました。たゞ、経営の収支の状況が、そういう大口の売り上げにつきでとどまるというならまだしも、八分にしろ。しかしながら、千二百軒くらいの実態を見ますためには、商品の回転率がどうなつてあるか、あるいは資本の回転率がどうであるか、また経営資本に対する純利益の率はどうなつておるか、そういう角度でもわせて検討いたさなければならぬと思ひます。商品の回転率で申しますと、高額の小売店のほうが五割方高い率を示しております。また、資本の回転率で申しますと、約倍程度の比率を示しております。経営資本に対する純利益率で申しますと、この歩率の調整が必要であるといふ意見ではなつておるわけではありません。しかしながら、この歩率の調整が得たりかし」というわけである。今回改正いたしましたように、この歩率の調整が必要であるといふ意見ではなつておるわけではありません。別段そういう動きはないのだといふことをお答え申し上げておきます。

のため聞いておきたい。今の調査結果によってこうなつたから、八分から六分に下げた。それをきわめて合理的に御説明なさるうとするなら、このことをもよかつたといふことも言えるでしょう。私はそれを参考のために伺いしておきた。それが一つ。

それから、もう一つは、たばこの小売屋さんがパチンコ業者に対して大口に卸をしておる。最近のパチンコのはやり方から見て、その景品がほとんどたばこである現状から推測して、あり得ることだと思います。しかし、しからば、総裁もただそれを聞いていたるだけでありまして、実態はつかんでおらぬようあります。もしそういうことが日常茶飯事としたならば、今までの間に、なぜ適切な指導をなさなかつたかということも、逆にいえ言えるわけであります。聞いているだけではだめです。そういう指導をなさって、そして後に、どうしてもだめだから、直接の目的ではないけれども、間接的に効果があるからというので下げるというなら話はわかります。

手数料の八%あるいは八・五%、これに比べれば経費率は二%でありますか。

さらに、要するに手数料収入の半分以上、これが大部利益になるわけになります。そういうふたよな関係になっておるわけがありますから、それがどれくされば、手数料の八%でございます。それが専売法違反をやつておるだけなら、手数料の八%あるいは八・五%、これに比べれば経費率は二%でありますか。

手数料の八%あるいは八・五%、これに比べれば経費率は二%でありますか。

それから、百万以上の売り上げがある業者全部専売法違反をやつておるわけでありますから、それがどれくされば、手数料の八%でございます。それが専売法違反をしておるから、手数料の八%あるいは八・五%、これに比べれば経費率は二%でありますか。

手数料の八%あるいは八・五%、これに比べれば経費率は二%でありますか。

手数料の八%あるいは八・五%、これに比べれば経費率は二%でありますか。

手数料の八%あるいは八・五%、これに比べれば経費率は二%でありますか。

手数料の八%あるいは八・五%、これに比べれば経費率は二%でありますか。

手数料の八%あるいは八・五%、これに比べれば経費率は二%でありますか。

手数料の八%あるいは八・五%、これに比べれば経費率は二%でありますか。

手数料の八%あるいは八・五%、これに比べれば経費率は二%でありますか。

手数料の八%あるいは八・五%、これに比べれば経費率は二%でありますか。

○説明員(阪田泰二君) 最初にお尋ねございました、どのくらいの経費率な上にございました。そのくらいの経費率を下げないでくださいと思います。

○説明員(阪田泰二君) ございましたが、これはたいへんむずかしい御質問でございますが、これは先ほど申し上げましたように、たばこの小売人の手数料を六%に下げないでござりますが、それで三%といふことでござります。したがいまして、手数料の八%あるいは八・五%、これに比べれば経費率は二%でありますか。

○説明員(阪田泰二君) それから、手数料の戻しの問題であります。それが取扱いをいたしまして、そのすべての産業の中からたばこの小売人の手数料だけを選んだのが、手数料でいい

ことになります。ただ、実態は、これが相対取引で、現金処理でやられるものでありますから、なかなか処分す

とく選び出したか。専売公社の総裁は、これからもたばこの小売屋さんの協力を得て大いに販売成績を上げても

どうするということはできないわけ

でありますから、公の關係ある取引に必要な証拠をつかむことがむずかしい、こういった事実がありまして、なかなか話には、うわさには聞いてお

りましても、处分できるような実態をつかむということは非常にむずかしい、こういったことが実情でございま

す。

○説明員(阪田泰二君) それだけを犠牲者のご

うございました。そのことでござります。たばこの手数料でいい

ことになります。ただ、実態は、これが相対取引で、現金処理でやられるものでありますから、公の關係ある取引に必要な証拠をつかむことがむずかしい、こういった事実がありまして、なかなか話には、うわさには聞いてお

りましても、处分できるような実態をつかむということは非常にむずかしい、こういったことが実情でございま

す。

○説明員(阪田泰二君) それだけを犠牲者のご

うございました。そのことでござります。たばこの手数料でいい

ことになります。ただ、実態は、これが相対取引で、現金処理でやられるものでありますから、公の關係ある取引に必要な証拠をつかむことがむずかしい、こういった事実がありまして、なかなか話には、うわさには聞いてお

りましても、处分できるような実態をつかむということは非常にむずかしい、こういったことが実情でございま

す。

○説明員(阪田泰二君) 他の公共事業等におけるいろいろな場合における手数料率のきめ方等につきましては、もちろんいろいろな事情は調査いたしました。高額のもの、大口のものにつきまして利益率を下げておるといつ

り、その中には相当の利益をあげておるものもございましょう。そういうものに對しては何ら手を打たないで、な

たいと考えておるわけでありまして、なぜ小売人の手数料だけを選んだのか、手数料でいい

ことになります。ただ、実態は、こ

れが相対取引で、現金処理でやられる

ものでありますから、なかなか処分す

とく選び出したか。専売公社の総裁は、これからもたばこの小売屋さんの協力を得て大いに販売成績を上げても

どうするということはできないわけ

でありますから、公の關係ある取引に必要な証拠をつかむことがむずかしい、こういった事実がありまして、なかなか話には、うわさには聞いてお

りましても、处分できるような実態をつかむということは非常にむずかしい、こういったことが実情でございま

す。

す。ただ、しかし、そのために専売の小売人手数料につきましてそのまねをしてやつた、こういうことではございません。あくまで小売人の実態に基づいてやつたということでござりますか

○平林剛君 それで私も少し納得しました。衆議院の大蔵委員会では、同僚議員の質問に答えて、それも理由の一つにあげておつたので、まことに総裁にしてはおかしなことを言つて、こういうことを感じたのであります。なるほど、収入印紙の場合、あるいは郵便切手の場合、たばこの小売手数料ほどマージンは出していません。しかし、私は、もし総裁がきょうもこれを理由にするようであれば、こう申し上げようと思つた。たばこは税は含んでおるけれども商品である、郵便切手や収入印紙は、これは有価証券に類するものであつて、商品とは違う、これを申し上げようと思つたのであります。同時に、収入印紙は最高は一万円というのがありますが、たばこには一万円なんではありません。一万円のたばこで、商品を上げるには、ピースなら一個々々積み重ねていかなければなりませんが、それをマージンが多いからたばこを下げるという理屈は成り立たないんじゃないですか。そしてまた、郵便切手は、たしか税についても特別な扱いがされておるわけであります。だから、衆議院の大蔵委員会で総裁が例にあげられました、一般的の公会料金も低いのだからたばこの六分というのも不當ではないということは成り立たないのだ。きょうはそれを指摘しようと思つましたが、総裁はそれを例にあげられなかつたので、了承いたします。

たとえば電電公社がやつてある赤電話、皆さん、あなたもめったにお使いにならぬかもしれませんけれども、町にあるあの赤電話、十円ずつ入れて一通話——何通話でもできますけれども、あのマージンは三割であるわけですね。あれはたばこの小売店における三割くれているわけですね。それをたばこ娘も要らなければマッチのサービスも要らないし、ありがとうございましたといふうござつても、三割くれているわけですね。それをたばこのほうは八分から六分に下げる、おいても、そういう歩合率を出していきたいあるじやないかといふことを申し上げようと思つたが、総裁はきょうは賢明にもそのことを理由にあげなかつたから、私はこれ以上申し上げませんけれども、そうすると、理由はただ一つ、経営の実態だといふことが當の実態といふものと、また小売屋さんが考へる経営の実態といふものが必ずしもひとしいということはありません。第三者である私どもがこれを考へるときも、必ずしも総裁の言われる経営の実態を、なるほどわかりましたと胸を打つわけにはいかないわけであります。そういうもので八分から六分に下げるということは、私はやはり当を得ていないのじやないかと、そう思つて、総裁に参考をお願いいたしました。そういうふうであります。いかがでしょう。

○説明員(阪田泰二君) 先ほど来、衆議院の大蔵委員会ですか、何か印紙税その他の手数料率を、引き下げの今回法律改正の理由にしたといつたようなことを私から申し上げたようなお話をございましたが、私ちよつと記憶がございませんんで、おそらくこれは何から御発言申し上げたこと

○平林剛君 何通話でもできますけれども、やはり議会輕視というこの通りを免れるためには、すみやかに通話を何回も要らなければマッチのサービスも要らないし、ありがとうございましたといふうござつても、それがどう申し上げたような趣旨で考へておるわけであります。

そこで、最後のお尋ねであります。おいても、そういう歩合率を出していきたいあるじやないかといふことを申し上げようと思つたが、総裁は先ほど申し上げたようですが、やはり私はたばこの小売店における三割くれているわけですね。それをたばこ娘も要らなければマッチのサービスも要らないし、ありがとうございましたといふうござつても、三割くれているわけですね。それをたばこのほうは八分から六分に下げる、おいても、そういう歩合率を出していきたいあるじやないかといふことを申し上げようと思つたが、総裁はきょうは賢明にもそのことを理由にあげなかつたから、私はこれ以上申し上げませんけれども、そうすると、理由はただ一つ、経営の実態だといふことが當の実態といふものと、また小売屋さんが考へる経営の実態といふものが必ずしもひとしいということはありません。第三者である私どもがこれを考へるときも、必ずしも総裁の言われる経営の実態を、なるほどわかりましたと胸を打つわけにはいかないわけであります。そういうふうであります。いかがでしょう。

○説明員(阪田泰二君) 先ほど来、衆議院の大蔵委員会ですか、何か印紙税その他の手数料率を、引き下げの今回法律改正の理由にしたといつたようなことを私から申し上げたようなお話をございましたが、私ちよつと記憶がございませんんで、おそらくこれは何から御発言申し上げたこと

○平林剛君 何通話でもできますけれども、やはり議会輕視というこの通りを免れるためには、すみやかに通話を何回も要らなければマッチのサービスも要らないし、ありがとうございましたといふうござつても、三割くれているわけですね。それをたばこのほうは八分から六分に下げる、おいても、そういう歩合率を出していきたいあるじやないかといふことを申し上げようと思つたが、総裁は先ほど申し上げたようですが、やはり私はたばこの小売店における三割くれているわけですね。それをたばこ娘も要らなければマッチのサービスも要らないし、ありがとうございましたといふうござつても、三割くれているわけですね。それをたばこのほうは八分から六分に下げる、おいても、そういう歩合率を出していきたいあるじやないかといふことを申し上げようと思つたが、総裁はきょうは賢明にもそのことを理由にあげなかつたから、私はこれ以上申し上げませんけれども、そうすると、理由はただ一つ、経営の実態だといふことが當の実態といふものと、また小売屋さんが考へる経営の実態といふものが必ずしもひとしいということはありません。第三者である私どもがこれを考へるときも、必ずしも総裁の言われる経営の実態を、なるほどわかりましたと胸を打つわけにはいかないわけであります。そういうふうであります。いかがでしょう。

○説明員(阪田泰二君) 先ほど来、衆議院の大蔵委員会ですか、何か印紙税その他の手数料率を、引き下げの今回法律改正の理由にしたといつたようなことを私から申し上げたようなお話をございましたが、私ちよつと記憶がございませんんで、おそらくこれは何から御発言申し上げたこと

○平林剛君 何通話でもできますけれども、やはり議会輕視というこの通りを免れるためには、すみやかに通話を何回も要らなければマッチのサービスも要らないし、ありがとうございましたといふうござつても、三割くれているわけですね。それをたばこのほうは八分から六分に下げる、おいても、そういう歩合率を出していきたいあるじやないかといふことを申し上げようと思つたが、総裁は先ほど申し上げたようですが、やはり私はたばこの小売店における三割くれているわけですね。それをたばこ娘も要らなければマッチのサービスも要らないし、ありがとうございましたといふうござつても、三割くれているわけですね。それをたばこのほうは八分から六分に下げる、おいても、そういう歩合率を出していきたいあるじやないかといふことを申し上げようと思つたが、総裁はきょうは賢明にもそのことを理由にあげなかつたから、私はこれ以上申し上げませんけれども、そうすると、理由はただ一つ、経営の実態だといふことが當の実態といふものと、また小売屋さんが考へる経営の実態といふものが必ずしもひとしいということはありません。第三者である私どもがこれを考へるときも、必ずしも総裁の言われる経営の実態を、なるほどわかりましたと胸を打つわけにはいかないわけであります。そういうふうであります。いかがでしょう。

○説明員(阪田泰二君) 先ほど来、衆議院の大蔵委員会ですか、何か印紙税その他の手数料率を、引き下げの今回法律改正の理由にしたといつたようなことを私から申し上げたようなお話をございましたが、私ちよつと記憶がございませんんで、おそらくこれは何から御発言申し上げたこと

○平林剛君 何通話でもできますけれども、やはり議会輕視というこの通りを免れるためには、すみやかに通話を何回も要らなければマッチのサービスも要らないし、ありがとうございましたといふうござつても、三割くれているわけですね。それをたばこのほうは八分から六分に下げる、おいても、そういう歩合率を出していきたいあるじやないかといふことを申し上げようと思つたが、総裁は先ほど申し上げたようですが、やはり私はたばこの小売店における三割くれているわけですね。それをたばこ娘も要らなければマッチのサービスも要らないし、ありがとうございましたといふうござつても、三割くれているわけですね。それをたばこのほうは八分から六分に下げる、おいても、そういう歩合率を出していきたいあるじやないかといふことを申し上げようと思つたが、総裁はきょうは賢明にもそのことを理由にあげなかつたから、私はこれ以上申し上げませんけれども、そうすると、理由はただ一つ、経営の実態だといふことが當の実態といふものと、また小売屋さんが考へる経営の実態といふものが必ずしもひとしいということはありません。第三者である私どもがこれを考へるときも、必ずしも総裁の言われる経営の実態を、なるほどわかりましたと胸を打つわけにはいかないわけであります。そういうふうであります。いかがでしょう。

やつてもらいたくないですね、総裁。

あまり、根本的に直すならともかくとして、告示の時期を七月一日にするな

んでいうやり方はおやめになつたほうがよろしい。今総裁がお答えになりま

した、かりに諸般の事情から検討の余地があるから告示の時期は延ばすとい

うならば、どのくらいのお考えを持つておられますか、どういうお考えを

持つておられますが、それをひとつこの際明らかにしておいてもらいたい。

○説明員(阪田泰二君) この手数料の改訂の問題につきましては、いろいろ

手続その他の問題がありまして、年度当初、四月一日からすぐには実施の運びにはいかないのじやないかというこ

とを先ほど申し上げたわけであります

が、しかし、やはり先ほど来いろいろ申し上げましたように、やることが適当だと考えまして、やる方針をきめた

わけでござりますから、できるだけ早い機会にやりたいと考えているわけで

○平林剛君 できるだけ早くやりなさいということを私は言つてゐるんじやないのですよ。もう半永久的に延ばしたらどうですかということをお勧めしている。これは私は、現状からいって、今回公社がお考えになつたことは適當でないですよ。私は公社に対しては比較的好意的な理解者のつもりでいる。だけれども、これはいかに小売屋さんが百万以上あるにしても適當でない、こう思いますので、告示は半永久的に延ばされることが適當である。もし総裁が今後検討の余地があると言明されたような理由をしさくに検討したら、そういう措置も含めてお願ひしたい。

私どもは社会党として、ふだんこの問題について見解を述べております

た。われわれは今度のように、かりに一割、九分、八分という段階説であつても反対です。やはり九分なら九分、一割なら一割、マージンは一律できめ

ていくべきだ。先ほども申し上げました

ような理由も含めてあります。そして、そうしなければ専売公社の職員

自体もなかなか繁雑でないへんです。

これは総裁が一番よく御存じだと思います。こんな回りくどいやり方をどちら

いで、かりに一割の店、一割、九分と

いう二段階の店がありましても、その売上高に応じて、この小売店は一割の歩合をもらえる指定店であるといふ

うにし、そのまますつきり一割にす

る。売り上げ、経営の実態に応じて、この店は九分であるということに考え

たならば、それを九分の指定店にす

る。こうすれば、今、専売公社の職員

自体も、十二万までは九分だ、それ以上は八分だ、もっと売れれば今度は六

分になつてしまふというやり方でありますと、定員をふやさない限り繁雑で

とてもやりきれない、こういう声も総裁自身が十分御承知だと思うのであります。そういう意味で、私は全般を

の合理化計画と、たばこの価格引き下げについてであります。専売公社は最近长期計画につきましては、これはあくまで公社といたしまして、たばこの事業化を進めるという意味で、五カ年計画を立てたという話を聞いてるのでありますけれども、その計画の大要についたような理由も含めてあります。そして、そういう理由も含めてあります。専売公社の職員が一割、九分といつべきだ。先ほども申し上げました

ように、たばこの品質、銘柄、それが何でもだんだんと改善されれば、その品質もだんだんと改善されればならないといったような考え方で始めますから、たばこの品質、銘柄、それが何でもだんだんと改善されればならないといった面につきましてもだんだんと改善されればならない。そういう面を総合的に勘案いたしまして五カ年計画というものを立てます。

そういう面につきましてもだんだんと改良をはかつていかなければならぬ。

といった面につきましてもだんだんと改

せんか。

○説明員(阪田泰二君) たばこの事業の五カ年計画につきましては、公社とい

たしましては、これはちょうど今年度といいますか、三十六年度を含む五カ

年計画になつております。最近の基本的な情勢から申しますと、製造たば

この売れ行き状況、これは非常にいいわけでありまして、数量におきまして

も、毎年七%、八%増加を示しています

わけであります。これから日本の経済の伸び方、国民の所得水準の向上

の見通し、あるいは喫煙人口の増加と

いつたようなことも考えられますが、この売れ行き状況、これは非常にいい

わけでありまして、数量におきまして

も、毎年七%、八%増加を示しています

わけであります。専売公社の五カ年計画につきましては、これは五カ年計画の二年目をまかなうに足りるだけのものであります。専賣のものではございません。ただ、具体的な問題といたしまして、三十七年五カ年ももう少しかかりますが、新しく機械に全部入れかえていく、こういう構想で入っているわけであります。そういうものは、公社部内の計画なんですが、御承知のように五カ年計画でプレッシャーという新しい設備を工場に入れ、これからプレッシャーとしては五カ年ももう少しかかりますが、新しく機械に全部入れかえていく、こういう構想で入っているわけであります。そこでございましょうか、それとも大蔵省の五カ年計画というものは、公社部内の計画なんですが、ございましょうか。すなわち、これは専賣公社が意図いたしました五カ年間にわたつてみますと、こういった式の製造たばこの売れ行きの増加、たばこの消費量の増加という趨勢は多分続くと考えられるわけであります。そういう見込みを立ててみると、こういった式の製造たばこの売れ行きの増加、たばこの消費量の増加という趨勢は多分続くと考えら

れるわけであります。それで、これはこの五カ年計画であります。専賣のものではございません。ただ、具体的な問題といたしまして、三十七年五カ年ももう少しかかりますが、新しく機械に全部入れかえていく、こういう構想で入っているわけであります。そこでございましょうか。すなわち、これは専賣公社が意図いたしました五カ年間にわたつてみますと、こういった式の製造たばこの売れ行きの増加、たばこの消費量の増加という趨勢は多分続くと考えら

れるわけであります。専賣のものではございません。ただ、具体的な問題といたしまして、三十七年五カ年ももう少しかかりますが、新しく機械に全部入れかえていく、こういう構想で入っているわけであります。そこでございましょうか。すなわち、これは専賣公社が意図いたしました五カ年間にわたつてみますと、こういった式の製造たばこの売れ行きの増加、たばこの消費量の増加という趨勢は多分続くと考えら

れるわけであります。専賣のものではございません。ただ、具体的な問題といたしまして、三十七年五カ年ももう少しかかりますが、新しく機械に全部入れかえていく、こういう構想で入っているわけであります。そこでございましょうか。すなわち、これは専賣公社が意図いたしました五カ年間にわたつてみますと、こういった式の製造たばこの売れ行きの増加、たばこの消費量の増加という趨勢は多分続くと考えら

れるわけであります。専賣のものではございません。ただ、具体的な問題といたしまして、三十七年五カ年ももう少しかかりますが、新しく機械に全部入れかえていく、こういう構想で入っているわけであります。そこでございましょうか。すなわち、これは専賣公社が意図いたしました五カ年間にわたつてみますと、こういった式の製造たばこの売れ行きの増加、たばこの消費量の増加という趨勢は多分続くと考えら

れるわけであります。専賣のものではございません。ただ、具体的な問題といたしまして、三十七年五カ年ももう少しかかりますが、新しく機械に全部入れかえていく、こういう構想で入っているわけであります。そこでございましょうか。すなわち、これは専賣公社が意図いたしました五カ年間にわたつてみますと、こういった式の製造たばこの売れ行きの増加、たばこの消費量の増加という趨勢は多分続くと考えら

れるわけであります。専賣のものではございません。ただ、具体的な問題といたしまして、三十七年五カ年ももう少しかかりますが、新しく機械に全部入れかえていく、こういう構想で入っているわけであります。そこでございましょうか。すなわち、これは専賣公社が意図いたしました五カ年間にわたつてみますと、こういった式の製造たばこの売れ行きの増加、たばこの消費量の増加という趨勢は多分続くと考えら

れるわけであります。専賣のものではございません。ただ、具体的な問題といたしまして、三十七年五カ年ももう少しかかりますが、新しく機械に全部入れかえていく、こういう構想で入っているわけであります。そこでございましょうか。すなわち、これは専賣公社が意図いたしました五カ年間にわたつてみますと、こういった式の製造たばこの売れ行きの増加、たばこの消費量の増加という趨勢は多分続くと考えら

れるわけであります。専賣のものではございません。ただ、具体的な問題といたしまして、三十七年五カ年ももう少しかかりますが、新しく機械に全部入れかえていく、こういう構想で入っているわけであります。そこでございましょうか。すなわち、これは専賣公社が意図いたしました五カ年間にわたつてみますと、こういった式の製造たばこの売れ行きの増加、たばこの消費量の増加という趨勢は多分続くと考えら

れるわけであります。専賣のものではございません。ただ、具体的な問題といたしまして、三十七年五カ年ももう少しかかりますが、新しく機械に全部入れかえていく、こういう構想で入っているわけであります。そこでございましょうか。すなわち、これは専賣公社が意図いたしました五カ年間にわたつてみますと、こういった式の製造たばこの売れ行きの増加、たばこの消費量の増加という趨勢は多分続くと考えら

力であります十分に御協力申し上げるつもりであります。しかし、ただ微税のためのものに重点が置かれ、かつこの合理化計画が対労使の間における労働条件の変更——小売屋さんに対しても八分を六分に下げるなどをやる公社ですから、そういう点では、もしもさようなことをやる場合においては大いなる反発が出てくるわけでありまして、そういう点はどうかひとつ公社においても十分勘案をしてやってもらいたいと思っておるわけであります。

そこで、この合理化計画の全般につきまして、私もそれがはたして国民消費者にサービスが行き渡るようなものにかなりウエートをきかれてやられておるものであるかどうかということを確かめるために、大蔵委員会に資料の御提出をいただきたいと思いますけれども、いかがでしようか。

○説明員(阪田泰一君) ただいまお尋ねがありました御趣旨のとおり私どもも考えておるわけでありますて、専売事業には、徴税機能といいますか、財政収入をあげるという面と消費者にサービスするという面がございますが、最初に御説明申し上げましたように、あくまで今回の計画は、公社として、公社がこういったような将来の経済情勢の見通しのもとに、國民に手落ちなく消費者にサービスしていくためにはどうしていかなければならぬか、こういうことが基本となつてできました計画でござります。その点は十分御承願いたいと考へるわけでござります。

資料の点につきましては、御要求の裁の先ほどのお言葉とも見えない反対

私ども要望しなければならぬ点もあるかと思ひますので、資料の提出を要求いたします。委員長を通じて提出をいたしました。

そこで、私は、總裁のお話のよう

消費者大衆に対するサービスもこの計

画の中に含まれておるということであ

れば、まことにけつこうなんですか

ども、最近の専売公社のやり方を見て

おりますと、その積極的意欲が

うかがえまい。たとえば、昨日大蔵大臣とこの点論争したのでありますけれども、なぜたばこの価格を下げるよう

なことをせなかつたか、これから五カ

年にわたつて公社は設備についてあ

るいは材料の確保について、工場の建

設について、いろいろな負担を持ち計

画を持たれ、そうしてそのため大蔵

省もぜひ國民の消費者によいものであ

ればそれに財源的裏づけの協力をし

て、いろいろ諸外国のたばこの価格、

あるいはそれぞの外國の國民所得、

あるいは各人の所得の状況に対するた

ばこの価格の状況、あるいはたばこの

絶対的価格そのものの比較、いろいろ

の点から考へてみましても、日本のた

ばこは御承知のように決して高いとは

言えないわけであります。また、いろ

いろと戦前と、他の物価とを比較しま

しての上がり方、あるいはいろいろございますが、たとえば酒類との比較、

言えます。たとえばたばこの定価を

一負担の状況なりいろいろの状

況、あるいは財政収入の観点から、どう

くべきか、こういうものは全体の方針

をおきめになりまして、今回の税制改

正案が出ておるのであるうと考へるで

あります。私どもの立場といたしまし

ては、現在のたばこの定価が高いか安

いか、高過ぎるのじやないか、下げる

必要があるのじやないか、こういった

問題から検討していくものであらうと

思ひます。

そういう面からの検討からいたしま

すと、現在のたばこの定価、これは

う面からいきますと、アメリカ

の國民経済と日本の経済状態と比較し

ておきますというと、日本のほうが高

いのじやないか、安いのじやないかと

いう議論も出でてくるわけであります。

外國のことだけが私は最大の理由でな

いと思いますけれども、議論の立て方

によって変わってくるのでないかと思

います。私は、たばこが高いか安いか

面専売事業でありますから、税という

ものを中心にして考へていくべきだ。

生産費、そして販売価格、これの工

合を見ながら価格を調整していくん

じやないか、こう思ひであります。

そういう意味からいきますと、現在

のたばこの税率は、ピースの場合は六

六・四%という高率であります。ハイ

ライトが六六・五%になつていて、富

新生は六五・三%、「いこい」は六二・五%という工合に、比較的低所得層が吸うだろう——趣味、多少の好き嫌いがありますから、社長さんでも新生も、傾向的に見ますと、新生や「いこい」というものがいわゆる大衆たばこでありますから、社長さんでも新生を吸つている人もあるでしようけれども、たしますと、ピース、ハイライトに比べまして、「いこい」や新生が大体において同率であるということは、百万円の月給取りにも二万円の月給取りにも所得税を同じに課すると同じような工合で、たばこの場合にはどうもそういう点は矛盾があるのでないだろうか、こう思うのであります。だから、そのゆえに、新生や「いこい」のようなたばこの価格は税率が高過ぎるので、から値段を下げたらどうだろうか、こう思うのであります。特に総裁は酒の例を言われましたけれども、酒の場合には、特級が税率五六・七%であるのに対し、一級は四六・四%、二級は三五・一%という工合に、大衆酒に近くなるに従つて税率は下がつてゐる所以あります。私は、もし酒との比較をされる場合ならば、この税率の点も一つ検討しなければならぬのではないか、こう思います。専売公社の場合は逆にパンドールとかグロリアの税率が低い。パンドールとかグロリアなんというのは、昔總理大臣をやっていた吉田さんがたいへんお好きな葉巻たばこですが、葉巻たばこを吸われる人は今社会的に見ますというと比較的高額所得者に多いのであります。それに対する税率は五〇%台ではありませんか。新生、バットに六〇%数%もかける。あ

機構の役割も果たさねばならぬとする
ならば、この徵稅の稅率はきわめて矛
盾に満ちたものとお考えになりません
か。こういう点もひとつ取り上げて検
討なさっていただきたいと思うのです
けれども、いかがです。

○説明員(阪田泰二君) 御質問のよう
に、たばこが高いか安いかといったよ
うな議論につきましては、考え方、觀
点によつていろいろの立場があり得る
と思います。先ほど申しましたのは、
いろいろと例をあげまして、こういう
ような趣旨から、いろいろな觀点から
一応現在のたばこの価格は高くないの
じやないかといったような趣旨を申し
上げたわけでありまして、いろいろな
見方があるということにつきまして
は、私どもも否定はいたしません。

それで、ただいま全体のたばこの価
格の水準という問題を離れて、た
ばこの銘柄でその税負担割合、こう
いったようない点の御指摘があつたわけ
ですが、これにつきましては、いろい
ろこれも見方といいますか、問題がござ
いまして、そもそも公社一社すべ
ての銘柄のたばこを製造しているわけ
でありますから、銘柄別の原価、し
たがいまして、原価との差額が財政收
入の部分になるわけですが、銘柄別に
それをどういうふうに計算したらいい
か、どういう計算が適切なのか、こう
いうこと自体にまず問題があるのでじや
ないかと、いうふうに基本的には考えて
おります。ただいま御指摘にあります
たような、こういう原価の計算、これは
公社が一応やっている計算であります
て、こういう見方もありますし、いろ
いろな考え方があるのでじやないかと思

うわけであります。そこで、現在のた
ばこの価格、これはたばこも要するに
趣味、嗜好品でありますと、とにかく
商品でありますから、その内容におい
て購買者が買う、消費者が買う価格を
つけなければならぬわけです。これ
にはこれだけの税を込めなければ売ら
ないといいましても、消費者が買わな
ければその税収入は実現されないわけ
でありますから、そういうような問
題がありますから、その商品の性質と
いいますが、内容に応じた価格格差を
つけて売らなければならない、こうい
う問題が問題になるわけです。しか
も、たばこの価格につきましては、御
承知のよう、あまりこまかい端数の
単位は工合が悪いということで、少な
くとも五円単位、それ以下のこまかい
単位は差をつけないわけです。そ
ういったような意味から、こういうふ
うに公社で一応やっておりますような
方法で原価計算をして見ますと、こ
ういった多少矛盾といいますか、安い
たばこのほうが税収入が多いといった
ような結果が出て参りますので、この
点はやはり十分に研究していくがなけれ
ばならないとは思いますが、これもま
あ一応のそういう結果が出ておるとい
うことでありまして、これに基きまし
て直ちにこの税率といいますか、収入
部分を直すように定額の引き下げとい
いますか、直したらいいかどうか、す
ぐには結論は出て参らないと考えるわ
けです。しかし、まあお説のような点
は私どももいろいろと検討といいます
か、考えてはおりますが、この原価率
が違うと安いものはほうが率が高い
と、わざかでありますが、違うわけで
ありますが、この程度の差別、この程

度の原価計算のやり方ですぐいうと、いう結論を出すべきものではなかろう。というふうに現状としては考へておる次第でございます。

○平林剛君 まあ全般的に総合いたしましても、たばこはやはり税率六六・七%ぐらいになりますから、確かに高過ぎるのでないかと思うのであります。だから、私どもの社会党としては、せめて五〇%程度まで下げるような努力をしたらどうだろうか。一ぺんにそこまでいかなくとも、漸次その方向に向かって努力をすべきだ。なぜかといえば、きょうも議題になつております物品税法を見ましても、たばこがさように高い税率にかかわらず、テレビのときは二〇%でいくわけですね。これは特殊なカラーテレビのようなものになりますといふと、一〇%ぐらいになつておるわけです。カラーテレビさえも二〇%です。ゴルフ道具でさえも四〇%ですね。それで、真珠の指輪、あるいはピアノ、電気冷蔵庫、みんな一〇%台ですよ。そしてたばこだけが六六・七%というのは、やはり専売公社が半面徴税という役割を果たしている以上は、税の面からの検討といふことも必要じゃないのだろうかと思いまして、ぜひたばこの価格については検討をすべきと思うのであります。

今、総裁は、端数が出ちや工合が悪いとか言われますけれども、それは公社のほうの側の言い分であります。消費者はそうは言わないですよ。消費者は五円でも安いほうがいいのですよ。たとえば新生を買う人が、三十五円だったら、五円で工合悪いなんて言いません。二つ買って七十円という計算もあるわけで、端数で都合が悪いと

いうのは公社の言い分であつて、私は
がどんどん上がつて行くと、専売
公社が新生やバットや「いこい」をも
し下してくれたら、専売公社とはなか
なかよくやるわいということで、一番
評判のいい官庁になると、公社機構に
なると思うのであります。それをおや
りにならなかつたことは、阪田総裁の
ような英才を迎えた公社としてはまご
とに私は残念なことだと思いまして、
来年はぜひそういう方向で進んでもら
いたいと思つておるわけでありまし
て、幸い大蔵大臣も、来年度はこれは
ひとつ検討しましようと言われておる
のでありますから、今度はひとつ税制
調査会におきましても、理屈の立て方
は幾通りもあるわけでありますから、
私の申し上げた点もこれは少しほ引用
されて価格引き下げの御努力を願いた
いと、こう思うのであります。

トンの塩は、専売公社が取納するときは「一万二千円ぐらいの金額であつた」と思ひます。それが、ソーダ工業に払はざるときは幾らで払い下さりますか。

○説明員(高橋時男君) 収納価格は、當時の取納で、ある期間にわたつてやつておりますので、平均単価は幾らになりますか。

○説明員(高橋時男君) 現在の塩事業会計の赤字も、ほんの少しでございますけれども、黒字の決算をするのではないかというふうに予想しております。今後の見通し等もございますけれども、ほんの少しでございますけれども、塩方の発達によりまして、こういう事業が最近になって操業を開始し始めました。またイオン交換樹脂膜という新しい製塩方法の発達によりまして、こういう状態は達していると、こう言われるわけです。

○説明員(高橋時男君) 今のようなことをしておられる方は、なお黒字になる工合にまで今日の因もございませんけれども、たとえば輸入塩を入れて食料塩に売れば黒字出ますので、マイナスの要因が予算編成当たりに比して少なくなり、また黒字の要因もございますけれども、たとえば輸入塩を入れて食料塩に売れば黒字出ますので、マイナスの要因が予算編成当たりに比して多くなると、それが、およそ八千円ぐらいあるわけです。その分は結局どういうことに対する因もございませんけれども、塩が余り過ぎるという段階において、ここいらの辺を何とか調整して参りませんといふと、また第三次の塩業整備というような事態に発展としていくおそれはないかと、いうことを感ずるのです。

○説明員(高橋時男君) この前に承知をしたときには、塩事業会計の赤字が、昭和三十三年度まで二十六億円ぐらいまであります。この時代がありましたが、その後の運営によりまして、ただいまのようなことになったとすれば、まことにけつこうなことだと思います。しかし、この間塩会計の赤字、あるいは今度もまた、せつかく高いお金で収納したやつを、これを安く払い下げなければならぬという、まことに国民に対して申しけないようなやり方をとらざるを得なくなつたということは、現在までの公社としての塩業政策そのものに大きな失敗があつたのではないだろ

うかということを感じるのであります。これが、なかなか公社として四苦八苦しておられた時代がありました。その後の運営によりまして、ただいまのようなことになったとすれば、まことにけつこうなことだと思います。しかし、この間塩会計の赤字、あるいは今度もまた、せつかく高いお金で収納したやつを、これを安く払い下げなければならぬという、まことに国民に対して申しけないようなやり方をとらざるを得なくなつたということは、現在までの公社としての塩業政策そのものに大きな失敗があつたのではないだろ

うかということを感じるのであります。これが、なかなか公社として四苦八苦しておられた時代がありました。その後の運営によりまして、ただいまのようなことになったとすれば、まことにけつこうなことだと思います。しかし、この間塩会計の赤字、あるいは今度もまた、せつかく高いお金で収納したやつを、これを安く払い下げなければならぬという、まことに国民に対して申しけないようなやり方をとらざるを得なくなつたということは、現在までの公社としての塩業政策そのものに大きな失敗があつたのではないだろ

うかということを感じるのであります。これが、なかなか公社として四苦八苦しておられた時代がありました。その後の運営によりまして、ただいまのようなことになったとすれば、まことにけつこうなことだと思います。しかし、この間塩会計の赤字、あるいは今度もまた、せつかく高いお金で収納したやつを、これを安く払い下げなければならぬという、まことに国民に対して申しけないようなやり方をとらざるを得なくなつたということは、現在までの公社としての塩業政策そのものに大きな失敗があつたのではないだろ

うかということを感じるのであります。これが、なかなか公社として四苦八苦しておられた時代がありました。その後の運営によりまして、ただいまのようなことになったとすれば、まことにけつこうなことだと思います。しかし、この間塩会計の赤字、あるいは今度もまた、せつかく高いお金で収納したやつを、これを安く払い下げなければならぬという、まことに国民に対して申しけないようなやり方をとらざるを得なくなつたということは、現在までの公社としての塩業政策そのものに大きな失敗があつたのではないだろ

産するということは考え方としては可能性があると思いますが、總体のワクをふやしてそういうものに対する製造の増加を認めるというようなことは、全く私どもとしては考えておらないわけあります。

○平林剛君 この新日本化学がある福島県小名浜に、専売公社の製塩試験場がございます。これを今後何かしなければいかぬ、企業を転換しなければならぬとか、作業の内容を変えるとか、あるいはその他の動きがあるとかいうようなことは、現在起こっているのでしょうか。

○説明員(高橋時男君) 専売公社の小

名浜工場は、年間約一万二千トンの塩を海水直煮の電気加圧という方法で作っているのですが、この方法は、この工場は約十年前に完成、操業を始めたものであります。当時においては、海水から電気のエネルギーを使って塩を直接にとるという新しい画期的な製塩方法ということで、

ればいかぬ、企業を転換しなければならぬとか、作業の内容を変えるとか、あるいはその他の動きがあるとかいうようなことは、現在起こっているのであります。

○平林剛君 私は、塩業全般を見た場合に、このイオン交換樹脂膜による製塩方式がもし本格的に企業化されたときには、瀬戸内海沿岸の塩田といふものを持っています。したがって、このイオン交換樹脂膜による製塩方式がもし本格的に企業化されたときには、瀬戸内海沿岸の塩田といふものを持っています。したがって、

○平林剛君 私は、塩業全般を見た場合に、このイオン交換樹脂膜による製塩方式がもし本格的に企業化されたときに、これとどう今後運営するかというのに、並行的に、試験と申しますか、実験と申しますか、そういうことのやはり使命も負わせておるのであります。

○平林剛君 私は、塩業全般を見た場合に、このイオン交換樹脂膜による製塩方式がもし本格的に企業化されたときに、これとどう今後運営するかといふうに、並行的に、試験と申しますか、実験と申しますか、そういうことのやはり使命も負わせておるのであります。

体何のために物品税法を残しているかということを疑いたくなるわけであつて、したがつて、第一点としまして、なぜまだこの物品税法を作つて課税をしようとしているかという大蔵省の見込みをひとつお聞かせ願いたい。

○政府委員(村山達雄君) お話をようになりますが、これは沿革としまして、昭和十二年に発足しまして、その後今日まで続いているものでございます。今度相当整理いたしまして、現行法では、七十物品でございますが、このうち十六物品を非課税にいたしたわけでござります。この物品税体系は、われわれは結論いたしましては、今日の間接税の中では、私の個人的な感じをいいますと、最も担税力に相応した税である、かように考えておりまして、今後これにみがきをかけていくということはございましても、廃止すべき筋合のものではなからうと思つてゐるわけであります。諸外国におきましても、その形はいろいろ違いますが、英國における仕入れ税、あるいはアメリカにおける製造業者消費税、それから西欧、歐州大陸のほうは売上税、付加価値税、こういう形でおりますが、要するに各国とも間接税体系の中で中心的な存在でございます。そういった意味からいきまして、今日われわれはこれを絶えずそのときどきの実情に合わせながらみがき上げていくといふことはありましても、体系として廢止すべきものではないと、かように考えております。

○永末英一君 新しい物品税法では最もその国民の担税能力に照應しておるという自画自賛めいた御説明がござい

ましたが、マツチなんというふうなものは、これはマツチがなくちや火がつかないのですね。それでもそういうものを残して、やはり税金を取らうというのは、一体どういうことですか。その担税力との関係で説明をして下さい。

○政府委員(村山達雄君) おつしやるようには、残りました物品のうちマツチ等につきましては、今後さらに検討を続ける必要がありますが、

今日これも論議の対象になりましたが、このマツチは千本一円でございまして、大体五割以上占めている、こういう実情にもござります。外國は、不思議なことに、マツチは各國とも課税しているわけでもあります。それから、税率も最も安い税率でございます。まあ、外國でもあるから残したものでございませんが、そういう消費の実情もあります。それから、税率も最も安い税率でありますので、今はこれを存置した、かよがないきさつでございます。

○永末英一君 物品税は、もしこれが割程度減税して残すというような形で、今日のところはそれくらいでとどまつたということございます。

○永末英一君 物品税は、もしこれが残っていくとすると、やはり担税力と

いうことだけに問題があるのではなく、そういうものに対しても課税力が認められるということであれば、奢侈的な物品ということが主眼になる。それをはずして、それももちろん含まれておりますが、そういうところが重点になつてくれれば、われわれも物品税を残していくと思う。ところが、現在お明らかに大衆課税とみなされる

○永末英一君 物品税の性格としましては、初めは戦費調達、それから戦後の経済の混亂期にはいささか――いさ

さかではなくて、非常にやはり不急不課税になる面はやむを得ないとお考へになるのか。それとも、物品税になるのがある。担税能力に関係があるのである。担税能力に關係があるのである。御説明がございましたが、私は今御説明がございましたが、私どもその御説明を承服するわけではございません。ただ、これが統いていくといふことになりますと、この中のたとえば四十一條に質問権、検査権の規定があり、それを受けて四十六條に罰則規定がある。ところで、あなたのほうの説明では、申告納税制度をとつたのだから、いかにもどうも物品税を納める側にとつてやわらかい感じを持たした

ところが、申告納税にしたのだと言ひな

がら、なおかつ検査権、質問権というものは残り、しかもそれにに対する罰則はきちんと加えられておる。その検査権、質問権の内容を見ますと、物品を輸送中でもやはりやれるというような、したがって、それが犯罪になると困るというので、犯罪を何かやっておるというふうに解してはならぬというような、したがって、それが犯罪になると困るというので、犯罪を何かやっておるというふうに解してはならぬといふ訓練規定までわざわざおかなくやならぬということになりますと、一体申告納税ということを言つておきながら、やはり重点はそういうような何か、これは物品税といふものは形式的な一つの法規ですから、それに引つかれてそれだけの強い質問権を認め、さらには罰則をもつてこれを担保するというようなことを考えられるけれども、われわれとしてはそこに重点を置いて考えると、どうも申告納税なんというか。

○政府委員(村山達雄君) 申告納税は、これは今度ほとんど全部の税が申告納税になることを予定してござります。賦課課税として残りますものはごく一部のものでございまして、税關から引き取る場合の国内消費税であるとか、あるいは国内の製造場でもってそれを消費したとかいうような場合、あるいはどうぼうが蔵から盗んだといふようなときに、どうぼうを納税者にするを得ない、本人が申告できませんから。こういう例外的のものを除きまし申告をした場合に加算税をかける。この加算税につきましては賦課決定せざるを得ない、申告できませんから。こういう例外的のものを除きますと、申告納税の場合は申告納税が申告納税と申告納税とのことでござります。これは酒についてもまた同様のありますところには、それは質問検査権は、当然違反があれば、罰則義務がある罰則の規定が法制としては設けられるのがあたりまえだろうと思うことは、慣習によれば、罰則義務などありますので、それに対して違反であるということでございまして、戦争以前における刑事訴訟の実態から、この規定が設けられたと聞いています。けれども、これは刑事件に關すること、通説も、これは刑事件に關することであるという点でございまして、戦争以前における刑事訴訟の実態から、この規定が設けられたと聞いています。

いうものは、まず納税者が自分で税法をよく理解していただきて、自分が課税標準を計算し、税法の定めるところによつて税額をはじき出して申告する。とりあえずはその本人の申告で税額がきまります。政府はただ、本人が申告したところの課税標準なり税額が間違つておると調査によって認めれば、その後、間違いを直します。ふやす場合もありましょう、減らす場合にはそれだけ増額いたします。税額が増額になります。減らした場合にはそれだけ減額になる、こういう制度でございます。したがいまして、政府が間違つて調査の権限は当然要るわけでございません。これは課税物品として動いて御案内のように質問検査権がござります。これはすべて物税でございまして、それが課税物品として動いているわけでござります。納税義務は原則として製造場から移出したものに働くわけでございます。したがつて、それが課税物品であるかどうかといふことは、ものに即して調査をされなければならぬわけでございます。それについても質問検査権があるわけでございます。これは酒についてもまた同様のありますところには、それは質問検査権は、当然違反があれば、罰則義務がある罰則の規定が法制としては設けられるのがあたりまえだろうと思うことは、慣習によれば、罰則義務などありますので、それに対して違反であるという点でございまして、戦争以前における刑事訴訟の実態から、この規定が設けられたと聞いています。

いうものは、まず納税者が自分で税法

いとということを特に断つておるにす

ぎないわけでございます。

○永末英一君 国税通則法では、そ

うどの法律についても検査権、質問

権を規定し、それに対して罰則をつけ

ているというものを、通則の形で持つたらどうだという意見も税制調査会で

はあつたけれども、なかなか問題があ

るので、今回提案されている通則では

それが書いてない。書いてないけれども、物品税法なら物品税法にそれが書かれて、事実これを読みますと、答弁し

ない、つまり監査権行使している者に對してすら罰則を強行するというこ

とになると、一体、刑事訴訟法、ある

いはそれの大もとである憲法でも認められており、日本の全部の法体系とい

てはどうも、財産の移動に關係のあるようなそれを關する一つの税法でそこまで詳しく過ぎではないかと

いう感覚がするのですが、あなたの御見解はいかがですか。

○政府委員(村山達雄君) 先ほどの点を一つ訂正しておきます。運搬中の物

品に關する質問につきましては、特に罰則からはずしてあるそうでございま

す。そのことだけ訂正申し上げておき

ます。

一般に憲法で、何人も自分の不利に

なる事柄について自白を強要されないといふことは、これは慣習、学説の通説も、これは刑事件に關することであるという点でございまして、戰

犯に關連して使つてあるのではなくらぬこととして、その制度化がは

かかれていないのであります。これは

のところでございます。これは密造酒の所持人が、密造犯、それから所持犯、こういうものでございます。これ

はいずれも今の系統から申しますと秩序犯ではない、こういうことで考へら

れているようでございます。

○委員長(棚橋小虎君) 暫時休憩いた

します。

午後一時六分休憩

○永末英一君 その物品税法には、ま

ざらわしいような言葉はないように思

うのです。ところが、酒税法には質問

検査権に關係しているその相手方を、

犯人という名前を使つていますね。し

たがつて、それはまた酒税法は酒税法

のところにでございますと、やはり問

題にお考えになりますか。

○政府委員(村山達雄君) 今、犯人と

いう言葉を使って、どちらかはあと

で見てみますが、租税犯には、いわゆ

る脂税犯、違税犯と、それから秩序犯

がござります。そこで、今の質問検査

権に対する違反、義務違反といふこと

は、いわゆる秩序犯になるわけでござ

ります。通税犯が、いわゆるこれが何

の原案のようになります。毛利衆議院

議員を議題といたします。

まず、両案に對する衆議院の修正点

に伴う関係法令の整備等に関する法律

案を議題といたします。

まず、両案に對する衆議院の修正点

に伴う関係法令の整備等に関する法律

案を議題といたします。

○衆議院議員(毛利松平君) 国税通則

法案及び国税通則法の施行等に伴う関

係法令の整備等に關する法律案の両案

に対する衆議院における修正につい

て、その趣旨を御説明いたします。

御承知のようになります。毛利衆議院

原案は、同法の制定に關する税制調査

会の答申に基づいて提案されたもので

あります。答申事項のうち、実質課税

の原則に關する規定等若干の項目につ

きましては、なお将来の慎重な検討に

あります。答申事項のうち、実質課税

がごとき規定の仕方は、これを避けることをするのが適当であると考えます。したがいまして、政府原案のうち、この部分につきましては、国税通則法では、現行の各税法の規定のうち共通の事項が国税通則法に移されるごとに伴う規定の整備にとどめるとともに、各税法における当該規定も現行どおりとするよう修正しようとするものであります。

その修正のおもな内容は次の二点であります。

まず第一は、国税通則法案についての修正であります。すなわち、政府原案においては、人格のない社団等は国税に関する法律の規定の適用については法人とみなしておりますが、これであります。

次の第二は、国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案についての修正であります。すなわち、現在国会において審議中の酒税法改正案等の間接税法改正案並びにすでに国会を通過した通行税法改正法及び印紙税法改正法の規定の中から、人格のない社団等についての両罰規定を削除しようとするものであります。

以上が両案に対する衆議院における修正の趣旨及び内容の概要であります。

○委員長(棚橋小虎君) 本案についての質疑は後日に譲ります。

○委員長(棚橋小虎君) 次に、酒税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は御発言願います。

○野溝勝君 大蔵省からどなたか来ておりますか。

○委員長(棚橋小虎君) 堀本宜実政務次官、村山主税局長、志場税制第二課長、上田問税部長。

○野溝勝君 私、しらうとでございますのから簡単に伺いたしますので、ひとつわかりやすくお話しを願いたいと思います。

第一は、この酒税法の一部改正の法律案を見たのですが、酒類が九種類から十種類になっています。どうもこの名前は私どもにはよくわからぬし、さうに法律案を見ると、ウイスキーにいたしましても、あるいはスピリッツとかいう種類にいたしましても、この内容を見るとどうも専門家でなければよくわからないのですがね。もっとさくまでわかりやすくできないものであります。

○政府委員(村山達雄君) 従来はこの酒類、これにつきましては、おっしゃるよう九種類でございました。今度ただその中には白酒とか濁酒、今日ではほとんど石数のないものまで含まれておるわけでございます。そうかと思ひますと、片方におきましては雑酒といふ項目が九番目にあがつております。この中にはウイスキー、ブランデー、ラムもウォツカも、それからわゆるリキュー類も、すべてこの中に突っ込んであるわけでございます。

この現在の分類は、昭和十五年のときの分類でございまして、当時としてはそれなりの意味はあるはあつたのかと存ぜられるのであります。最近におきます酒の消費の動向からいいますと、全くそのウエートが違ってきておるわけでございます。だいぶ嗜好も変

わりますし、それに伴いまして製造の状況も変わって参つております。したがいまして、最近おきます酒類の消費の動向に合わせましてここに新しい分類をしたわけでございます。

それで、おもなる違いを申し上げますと、清酒 合成清酒 しょうちゅうも同じでございます。それから、その次、果実酒類というものが六番目にござりますが、この果実酒類、これは従来は山梨県で造つておりますようないわば生ブドウから造つておるもの、こういうものだけを果実酒類といつておつたわけでございます。それから、ほしブドウから造つたもの、あるいは濃縮した果汁で造つたもの、これはフランスたりで造つておるのはこれでございません。みんな外国はこれでございませんというところが特色でございまして、発芽した麦芽を使わ

ります。実はこれは甘味果実酒類といつておりましたもので、雑酒の中に入つております。それから、果実酒をもとにいたしまして、若干甘味を加えたもの、これも甘味果実酒類として雑酒で規定しているわけです。税率が全く違つておるわけであります。今回はこの限界をはつきりさせることにしたわけでございます。しようちゅうにつれてはこれが在来酒であるといふべきであります。それが在来酒であるといふべきであります。なお、このスピリッツ類、この限界がはつきりしておりませんでした。これを今度新たに定めました。これでございまして、酒類の限界をはつきりさせることにしたわけでございます。しようちゅうにつれてはこれが在来酒であるといふべきであります。それが在来酒であるといふべきであります。なお、このスピリッツ類、この限界がはつきりしておりませんでした。これでございまして、十種類にいたしました。

それから、従来類別といふものが、あつたわけでございますが、これはすでに今は廢止いたしました。類別といふことから、従来からスピリッツ類に對しましては比較的安い税率であります。それだけに、このスピリッツ類がやはり類別になつておつたわけでございますが、これは全部品目の区分に改めました。従来は種類と、それから類別と品目別と、それから級別とあつたわけでございますが、そのうち類別といふ観念を廢止いたしまして、今までの種類と品目と、その種類の中の品目と、それから級別を設けるものについては級別を設けるということになつたわけでございます。

これは俗に申しますと混和酒の部類でございます。ペーミント、そういう種類のものでござります。何でも二

種類以上のものをませればすべてり実際の性質を表わすものに統合した二つを分けまして、果実酒と甘味果実酒と、この二つにいたしました。こいつうふうにいたしまして、これをよ入れたわけであります。ただ、その中に入れたわけであります。ただし、その中

まして、発泡酒とその他の雑酒に分けられております。発泡酒はすでに現在までございます。それから、その他の雑酒の中にイモとか、そのほかにイモとか、それを混ぜておりまして、今後いろいろ伸びてきておりまして、今後いろいろ伸びてあります。これでございます。それから、あと残りましたものを雑酒といつてしまして、その中に現在のものでございます。

それから、なお、もう一つ申し上げておきますが、この全体を通じまして各酒類の一度当たりの度数は、従来はある程度アルコール度数の高いものにつきましては計算税率を盛つておつ

たわけでございますが、今回は原則としてこれを全部廃止いたしました。将来的の酒がどういう酒が好まれるかということは今度の問題でございます。そういう意味で、税法のほうから、制度のほうから算定税率を設けて将来の発展を阻害するようなおそれのある制度でござりますので、これは廃止いたしました。ただ、あまりにも低い度数の酒でございますと、これはその酒の種類によりましては腐敗のおそれがございます。そういう意味で、最低税率は一度数において設けてあることは從来どおりでございますが、それ以上のものにつきましては、原則として当該酒類についての一度当たりの度数は比例的に今度は盛られているわけでござります。

してよくわからぬのですが、こういう複雑な内容に改めていくと、いわゆるインチキ雑酒とは極端には言わないけれども、いろいろなまぎらわしいものがますます出てくると思うのでございます。こういう点、一つお心配ございませんかね。

○野満勝君 この酒税法の中にありますように、酒類の定義というものが出ておるわけですね。私どもはしらうですがから、酒税法でいう酒類の定義を根拠にしておるんですが、酒類の定義の第二条には、「この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料（うすめて飲料とすることができるものを含み、アルコール分が九十度以上）のアルコールのうち、第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料としてその免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。」と、こういうようになつております。それで、酒類とは、「清酒、合成清酒、しうらちゅう、みりん、ビール、果実酒類、ウヰスキーリキュー」等類及び雑酒」というんですが、そのあと今までわかるんですけどね、そのあと今お話しになりました「スピリット類、リキュール類及び雑酒」というんですが、今のスピリットにしてもリキュールにしても、今まで雑酒の取り扱いを受けておったと思うのです。それが今度はこのほかにまた雑酒といふんですから、この雑酒のまた内容たるや、私どもいたしましては實に不明確なんあります。こういう点について私は今お伺いしたんです。ですから、酒類の定義から見ると、あまり定義の内容を含むよりも見受けられない点もあるんでござります。こういう点については、私はいろいろの擬装的なものができやせぬかということをさつき聞いたわけです。

ましたときには、大体在来酒を中心と考えまして、残ったやつはすべて雑酒だ、こういったわけでございます。ところが、雑酒がどんどん発達しまして、これが現在では十三品目になつておるわけでございます。しかも、その間、その酒類とか雑酒の品目間で非常に疑義がある、こういう状態でござります。しかも、この雑酒が非常に伸びて参つておりますので、これを法律の面で一人前に取り扱つたほうがものごとがはつきりするわけでございます。この雑酒の幅を広げれば広げるほど、実際は行政上困るわけでござります。その意味で、この雑酒のうち今日は一人前に成長したもの、それから今後成長株と認められるもの、これらをすべて一つの種類にあげてきて、同時に、先ほど申しましたような果実酒のように、従来雑酒の中に一部あり、それから果実酒の中に一部あるものは、果実酒類として統合いたしたというようなことでございます。それから、スピリット類につきましても、今ウォッカ、ラム、ジンのたぐいでございますが、これもその他の酒類としておくよりも、はつきり区分いたしまして、税率もそれそれそれに適当な税率を盛ることとも、しようちゅうとの限界いからという問題、これがすべてその限界については取り扱い上の問題にまかされておつたわけですが、今度は法律上はつきりさして参る、こういうふうにいたしたわけでござります。

は違う、だからこれに対する酒米の配給などについても、あるいはその他の税率などについても考える必要がありやせぬか、こういう質問をしたんです。ところが、原君いわく、非常に大衆の受けがよくて、非常な好みになつておる酒類でございまして、これに對しましてはむしろわれわれとしてはまあ大いに奨励までもしたい氣持である、こういうような意見でございまして。ところが、今村山局長が言われるよう、実際ににおいてこの酒類のうちでもうけておるのは雑酒業者だ。それからもうけたから、壽屋などは今ビールにまで進出しようとしています。これは一つの例ですが、その他の雑酒を見てごらんなさい。大体目が届かぬから、こういうものといっては失礼でございますが、こういう一つの業種が非常にもうけておるわけです。私はきょう、ここに数字を持つておりますが、それをここではしません。このことについては、あなた方が一番よくわかつているはずです。また、こんなものをを作るというと、こんなものは「浜の真砂は尽きたとも世に盗人の種は尽きない」で、ますますもつてわけのわからぬようになつてしまふ。この点で私さつきから言うのですが、そう目が届きますか。

Digitized by srujanika@gmail.com

ほうではそれぞれその酒類の性質に応じまして税率を變るかという問題、それから基準販売価格——これは公定価格からはずしまして、今度は基準販売価格になつたわけでござります。基準販売価格をどうするかというような問題が中心でございまして税の本筋といたしましては、何と申しましても、その税率をどうするかという問題でございます。今度はおおむね税率で平均二割程度、小売価格で一割程度引き下げるのを中途に減税をしようとするものでございますが、その際、減税率は下級酒に厚く、それからいわゆる高級酒といわれるものには相当薄くなつてゐるわけでございます。お話をようやくからしようちゅう甲類が三三・〇、それから一級が九・六、二級が二三・九、という工合に、それぞれその性質に応じまして減税率では調整してあるわけでございます。

それから、今の利益率の関係でございますが、これは売り上げ利益率で見ますと、そうたいした違ひはないようです。たとえば清酒、これは平均でございますが、法人、個人いろいろございます。メーカーによりましても、値段が同じでありましても品種が違いますので、それぞれ違いますが、平均して清酒は三・八%、合成酒は三・五%、しょうちゅう甲類が四・九%、みりんが四・三%、果実類が

四%、ウイスキーも売り上げ利益率は四%程度ということになつてござります。その他の雑酒、これは現行でございますが、その他の雑酒も四%程度、売上利益率はさほど変わらないようです。

○野邊勝君 この改正法律案は引き下げの法律案でござりますから、私どもはもちろん賛成はいたします。今私が申しました点、減税率の点について、特に雑酒に対して、他の一般酒よりも留意しておるという点はよくわかります。

しかし、売上率におきましてはあるいは今とあまり大差はないかも知れませんが、今少しく検討する余地があります。やせぬかと思ひますので、ひとつこの点を当局にも再検討を希望しております。

次に私が聞きたいことは、私の親戚に酒の小売屋が非常に多いのですが、また醸造家もありますが、今度の改正案では非常に減税してあるので、小売価格もおおむね一割程度引き下げるというのです。しかし、この点について法案では明記されておらぬと思うのですが、小売価格と卸価格、メーカーとの関係などはどういうふうに配慮されているのですか。これは酒にかかるわらず一般酒類……。

○政府委員(村山達雄君) 現在の酒税は、蔵出しの際課税することになつております。これを下げるわけでございまして、それで一升当たりで五十円とか四十円とか下がります。ですから、四十円下げたものは四十円下がります。それから、五十円下げたものは五十円下げるということにしてしまって、新旧の価

格をそれぞれ小売店舗に掲示させるとしております。業界も、今度の減税が末端価格に直接そのまま響くということを大衆に、消費者にはつきりさせるように、今のよき掲示をさせることにして、全面的な協力を約束しておるようなわけであります。

○野溝勝君 まことに引き下げはけつこうでございますが、そこで考えなければならぬのは、たとえばそういうことを理由にいたしまして、特に原料は、酒にしてもあるいはビールにして、も、ホップであろうと米であろうと、農村でできる原料であることには間違いないと思うのです。あるいは合成酒などもカンショということになつております。そうすると、百姓の作った原料に対しても、酒が下がつたからお前のちの買い上げもひとつ協定値というものを作つて押えていくとそういうようないい風にもまた見られると思います。米についてはもちろんきまつているのでございますが、その他のものについてはどういうふうに考えられているのですか。百姓の原料をこれがために安く貰いたたくことがあれば、それは問題だと思います。そういうような点はどういうふうに考えておりますか。

○説明員(上田克郎君) 私が直接担当いたしておりますので、問税部長から答えさせていただきます。

酒の原料は、むしろ最近は原料のほうが上がる傾向にございまして、原料が下がるから製品も下げるというような傾向がございませんで、むしろ原料が上がつたので製品を上げたいというのを、なるべく製品を上げないでほしいというような格好でいっております。

で、製品が下がるから原料も下げるという方向は今のところございません。
○野満勝君 一応事務当局としてはそういうものであるが、なかなか政治的にはいろいろと伸びていくものなのであります。その場合には、あなた方としては私からそういう意見があつたということを頭に置いて、政策的にも十分なる留意をされていく必要があると思うのです。この点は強く当局に申し述べておきます。で、この点に対して村山局长の答弁をひとつお願ひいたします。

○政府委員(村山達雄君) これは主としてその実施面に当たっております国税局が指導しているわけでございますが、米でいきますと、それぞれ買い上げ価格がきまっております。毎年の清酒なら清酒に使う米を幾らにするか、これは食管会計から払い下げを受けるわけでございまして、毎年その価格を農林省、主計局、それから国税局といふところが入りまして、各界の要望を入れてきめて参るということになつておるわけでございます。その他の食管会計以外のものにつきましては、これはそのときの相場で取引が行なわれるわけでございますが、これは不當に買いたたく、あるいはまた不當に売り惜しみされて値段が上がるというようなことは、これは酒税にも響く問題でござります。そういう意味では、その指導に当たっている国税局としては絶えずその間の取引が円滑にいくよう指導をして参つておる状況でございまして、今後といえども、そういう事態が发生いたしますれば、それぞれ適切な方法によりましてその間の調節をつけたるわけでございます。

下がるということはけつこうなことです。しかまた、下げれば、その業者はそれだけ、やはりそこで一つの生産費といいますか、いろいろ原価計算をいたしますよ。その場合、原料である農産物に対して、酒が下がつたから原料を高く買うわけにはいかぬというような理由づけにもなるわけなんですよ。そういうような場合については、私はむしろ酒を安くすることのため安くするために、そういうところへしわ寄せが来てはかなわぬから、そういう点についてはひとつ十分なる配慮をしてもらいたいと思うのです。

○政府委員(村山達雄君) 現行ではつきり違つておりますのは、酒のほうは原料中米を五〇%以上使わなければならぬと、こういうことでございます。それから、合成清酒のほうは、酒には似てはおりますけれども、製品中には五%以下でなければなりません。その他の若干補助材料等について差はございますが、その根本的な点は、米を中心とする原料にするかしないかというところで切られているわけでございます。

それで、この合成清酒が新しい種類として酒税法上、法律上現われてきましたのは、従来の酒造法にかえまして、酒類税法というものが昭和十五年にできたときに初めてこの合成清酒というものが一つの種類に取り上げられたわけでございます。このときに、新しい酒類として、米を使わないで日本酒と同じようなものを伸ばしていく方向が望ましいということで、これが設けられたわけでございます。その後いろいろ変遷がございましたが、昭和十八年に、現在の酒税法になり、そういう発足の過程から、経緯からいたしまして、合成清酒については製品中米を使える分量は五%以下である、こういうところで抑えまして、酒類業界との間のいろいろな問題を一応そこで断ち切つたわけでございます。で、もちろん米を使っておりませんので、それから、税率等につきましても清酒のほうが若干高い税率が盛られておる、ということと、こういうことでございます。両當

界、いろいろ一致する点もございますが、兩業界の区分をしたのが現状でござります。○野満勝君 体二級酒以下だと思っていて、あわけのわからずつとか、ついては、今について少しございますが、わかります。おもよいと手のです。これだけお尋ねです。今度ビン単でございませんでござります。○平林剛君 つだけお尋ねです。今度ビンとなりますが、さんから貰って二十五円であります。十五円になるらしいでしょ。○政府委員 さいます。○平林剛君 で百二十五円方でも一ぱいですね。そうするわけです。○政府委員 おもよいと手のです。それで、おもよいと手のです。

その利害の相反する問題には、成酒とビールの税率の問題、大衆にも迷惑を及ぼす私どもが酒屋さんで十二円とさようなものに對しては、いかにわざといふよりもあると思ふ。それで私は、さういふ問題を申しますとおられるところに理解しておられると申します。

十円とか
わけですか
る人もあり
りまして
取つてく
二十五円
になるわ
の引き取
どうなる
婦が、何
屋さんと
ますと、
とすれば
て、今ま
と、百三
ビールの
家庭の主
工合とし
に理解し
○政府委
まあ減税
ざいまし
うのだ
は百二十
ところ生
います。
取り値を
ろで引き
か、こう
あります
ございま
は、実け
ございま
は、サン
のびん代
のような
は、サン
に売りす
にしかな

す。ビールき取り値を公定基準価値であるうのでは、ビールが、これは型を作つてこの回収をサヒ・ビーハー、レッテル冷蔵庫に入りか、ニップル非常に問題出びんだけがときにはどこくことは、いきますとうるときには、だけでございまるか。そういうべきじやねえが、将来びん詰り来るのビールは生産性の向こへもつておる、今言つた下げ相場等のところには、その一部は九九さるべき性になつて参るわれば好もしいの作業なんとなり、やがて減税の際にそこの際としては

取り、ぴんにすること
意味でどん
やかましい
ます。かた
のくず屋の
す。
出で参りま
四社ござい
分たちのび
ございま
は、たとえ
リン・ビー
が出てく
いつのま
料理屋に入
さっぱりわ
競争をする
うことで、
にする制度
なものであ
、びんを回
を必要とす
ために、こ
をあわせ考
いたします
あるいは箱
非常に能率
落とす要素
は消費者に
あります。
いては、そ
うるので、
る問題ある
のびん

○平林剛男の製造会社で、業界にその影響が及ぶことはまだない。しかし、少導上引き下げるわけである。まして、少くかなんとかいうことをすれば、ます。ただ、これはまた、日常やつてある。うと、びくつたといふと、何だ、やつが今度なったといふと、何だ、

国税局方面の結果におきましては、大きめのご用意なくとも最悪な結果をうながして参る方へ向けて、私のもよろしくござります。間によく自己の感想を述べて、少しお話し合いたいと思ふので、お話を聞いてしまって、私はもう少し詳しくお聞きたいと思ふので、お話を飲んでからお話をききとき見ら

いか、五円しか下がっていないんやないかという感じになりまして、これまた税法上の信用問題になります。一般的の国民はビールが十円下がるのだとやはり思っているやつが、実際の生活において酒屋のやりとりにおいて五円にしかならなかつた。お上の言うことはどうもおかしいということになつて、かりにこれはビール会社の信用どころじやない、税法上の信用問題になつてくると思うのであります。私は少し問題が残つていくのじやないかと思うのであります。私の言つたような感じに結局主婦がなると思うのですが、あなた、どうでしようか。

○政府委員(村山達雄君) もし黙つてそうやりますと、家庭では何か看板に偽りあり、こう思われる方もあると思います。したがいまして、その間はつきりさせる必要があると思うわけですが、大体現在小売の引き取つておる値段は九円、十円というところらしいです。今度はその選別の問題もございます。その辺のことを考えまして、今後国税庁が業界の動向を見ながら指導していくわけであります。最低七円以上で引き取る。目下はそこを最低線に指導して参るわけであります。そして、今は家庭にも御理解いただけるのじやないかといふふうに考えて参るわけであります。その点をいたしましても、その点をいたしましても、それが納得できるような形で、それから実際の家庭がびんを交換した場合の負担がなぜそういうことになるか、それが納得できるような形ではつきりさせていって、今度の減税と、それをいたしまして、負担は製造業者のある、こう考るわけであります。

百十五円になるのだから、その意味で十円の減税ということになるわけだが、実際の生活上主婦の受け取る感じはそういうことにならないので、私はそういう面の不満というか批判というものが当然起きてくるだろうと思うのをやめて引き取りにするというは、大体どのくらいに指導しようと考えておられるのですか。

○政府委員(村山達雄君) 先ほど申しましたが、現在基準価格上十二円といふことになつておりますが、実際の取引は九円か十円らしいです。今度はそこに選びん費がかかりますので、二円程度を見て、最低七円以上で引き取るようになりますか九円になりますが、何か知りませんが、最低七円という線で指導して参るというような方針で目下おるわけであります。

○平林剛君 聞くところによりますと、その今のびんの告示をやめて、十二円の引き取りが幾らになるか、七円にするか、八円にするか、九円にするか、こうなつて選びんを酒屋さんが自分でやるようになつてしまふのじやないかということを聞くのであります。

○政府委員(村山達雄君) 新しい特種酒でございますが、率で七・二%、清酒を比べますというと、大きい、中くらい、小さいという形に想定してよいと思ひます。この場合に、びんの引き取りの告示をやめたということ、それが先ほどお話をあつたように、レッテルが違つてしまつというようなことを避けるために、それを維持しようとすれば、その段階において從来やつておつた選びん屋さんの仕事がなくなつてしまつ、それが大きく奪われてしまふということになると、新しい社会問題になりかねない、こう思ひますので、こういう点の指導はどういうふうにおこなわれるつもりでおられますか。

○荒木正三郎君 税を含めてですね。ですが、それは今度の減税率ですね。そこで私がお尋ねしているのは、特級酒で八百三十五円でしよう、今まででございます。税額でございますか。

○政府委員(村山達雄君) 小売でございます。税額でございますか。

○荒木正三郎君 いや、ちょっと途中でござりますが、率で七・二%、清酒で五八・六%が五六・七%、わずか二%の減税ですね。それから一級酒についても五一・四が四六・六、大体これが五%減税ですね。それで、この程度の減税で妥当であるというふうに考えられた根拠ですね、諸外国とも比較しあるいはまだ戦前との税率等をも勘案して考えたときに、この減税率では私十分でないような感じがするのですがね。この程度ならば妥当であると考られた根拠ですね、これを明らかにしてもらいたい。

○政府委員(村山達雄君) 今先生は小売価格の中に占める比率が幾らから幾らになつたと、それを減税率とおつしゃつておりますが、減税率といいますと、現在の絶対税額ですね、単位当たり、それ対、本改正後の税額というものが、減税率とすればそれが正しいのだろうと思ひます。

○政府委員(村山達雄君) 小売値段の小売価格に対する今度の減税で何%ですか。減税率とすればそれが正しいの

ほうに行くわけであります。かたがた、だれに扱わせるか、それは小売屋にやらせる場合もありましよう、そのときには、自社びんをやめる選びん屋にやらせる場合もあります。それだけ払つてかかるべきだ

かのように考へておるのでござります。

○荒木正三郎君 今度の酒類の減税でないと、今まで選びんの仕事に携わつていた、これはまあかなりの数の人たちがおられるだらうと思うのですが、あらう人たちの領域がなくなつてしまふのじやないか。私はビール会社と、こういう酒類を卸したり小売をする者と、また選びんに携わつておる人たちを比べますというと、大きい、中くらい、小さいという形に想定してよいと

思うのです。この場合に、びんの引き取りの告示をやめたということ、それが先ほどお話をあつたように、レッテルが違つてしまつというようなことを避けるために、それを維持しようとすれば、その段階において從来やつておつた選びん屋さんの仕事がなくなつてしまつ、それが大きく奪われてしまふことになると、新しい社会問題になりかねない、こう思ひますので、こういう点の指導はどういうふうにおこなわれるつもりでおられますか。

○荒木正三郎君 一応それでけつこうです。私のお尋ねしたいのは、この程度の減税で妥当であるかどうかといふ問題なんです。今お聞きすると、特級酒で五八・六%が五六・七%、わずか二%の減税ですね。それから一級酒についても五一・四が四六・六、大体これが五%減税ですね。それで、この程度の減税が妥当であるというふうに考えられた根拠ですね、諸外国とも比較しあるいはまだ戦前との税率等をも勘案して考えたときに、この減税率では私十分でないような感じがするのですがね。この程度ならば妥当であると考られた根拠ですね、これを明らかにしてもらいたい。

○政府委員(村山達雄君) 今先生は小売価格の中に占める比率が幾らから幾らになつたと、それを減税率とおつしゃつておりますが、減税率といいますと、現在の絶対税額ですね、単位当たり、それ対、本改正後の税額というものが、減税率とすればそれが正しいの

ほらに行くわけであります。かたがた、だれに扱わせるか、それは小売屋にやらせる場合もありましよう、そのときには、自社びんだけ戻つてくるわけですから、メー

カーがそれだけ払つてかかるべきだ

かのように考へておるのでござります。

○平林剛君 その指導をうまくやらないと、今まで選びんの仕事に携わつていた、これはまあかなりの数の人たちがおられるだらうと思うのですが、あらう人たちの領域がなくなつてしまふのじやないか。私はビール会社と、こういう酒類を卸したり小売をする者と、また選びんに携わつておる人たちを比べますというと、大きい、中くらい、小さいという形に想定してよいと

思うのです。この場合に、びんの引き取りの告示をやめたということ、それが先ほどお話をあつたように、レッテルが違つてしまつというようなことを避けるために、それを維持しようとすれば、その段階において從来やつておつた選びん屋さんの仕事がなくなつてしまつ、それが大きく奪われてしまふことになると、新しい社会問題になりかねない、こう思ひますので、こういう点の指導はどういうふうにおこなわれるつもりでおられますか。

○政府委員(村山達雄君) 新しい特種酒でござりますが、率で七・二%、清酒で八百三十五円でしよう、今まででございます。税額でございますか。

○荒木正三郎君 税を含めてですね。ですが、それは今度の減税率ですね。そこで私がお尋ねしているのは、特級酒で五八・六%が五六・七%、わずか二%の減税ですね。それから一級酒についても五一・四が四六・六、大体これが五%減税ですね。それで、この程度の減税が妥当であるというふうに考えられた根拠ですね、諸外国とも比較しあるいはまだ戦前との税率等をも勘案して考えたときに、この減税率では私十分でないような感じがするのですがね。この程度ならば妥当であると考られた根拠ですね、これを明らかにしてもらいたい。

○政府委員(村山達雄君) 今先生は小売価格の中に占める比率が幾らから幾らになつたと、それを減税率とおつしゃつておりますが、減税率といいますと、現在の絶対税額ですね、単位当たり、それ対、本改正後の税額という

ものが、減税率とすればそれが正しいの

だらうと思ひます。

○政府委員(村山達雄君) 小売値段の小売価格に対する今度の減税で何%ですか。減税率とすればそれが正しいの

だらうと思ひます。

○政府委員(村山達雄君) 小売値段の小売価格に対する今度の減税で何%ですか。減税率とすればそれが正しいの

だらうと思ひます。

○政府委員(村山達雄君) 小売値段の小売価格に対する今度の減税で何%ですか。減税率とすればそれが正しいの

のですが、とにかく特級酒一升ですか、飲めば、その中に税金として払われる金は幾らになるのか、その率は幾らかと、そういうことをお尋ねしておつたのですがね。そうしないとわからぬですからね。

○政府委員(村山達雄君) その意味で私は、今先生のおっしゃるとおりでござります。

○荒木正三郎君 それが幾らになってるか。

○政府委員(村山達雄君) それが読み上げた数字でございます。飲んだとき税金を幾ら飲んだか、何割そのうちに含まっているか、今度は何割含まれておるかと、その点ではおっしゃるとおりでござります。

○荒木正三郎君 だから、特級酒八百三十円の酒を一升飲めば、そのうち従来は五八・六%、半分以上税金を飲んでおつたわけですな。今度もやっぱりそれはあまり変わっていないという感じでござります。ところが、戦前、特に昭和九年から十一年度における税率が出てるわけなんですがね。それを見ますと、二九・六三になつているわけですね。これ間違いないでしょか。

○政府委員(村山達雄君) 間違ひございません。二九・六三、九一十一の平均でござります。

○荒木正三郎君 これはおそらく酒類の平均かなにか、何で出したのか私よく知りませんが、そういうことになつて、それに比較すると、大体二倍ぐらいになつていますね。非常に私いろいろと思うのですがね。

○政府委員(村山達雄君) おっしゃるように、九一一年のこれは加重平均で出しまして、小売価格の中に占める

酒税額の比率は二九・六三%、その後ずっと上つて参りました、一番高いところをとつてみますと、二十五年の六一・二七%というのがございます。それからだんだん下がつて参りましたが、今年度の改正によりまして加重平均三十六年度予算では四六・八〇、これが今度の改正によりまして加重平均一・三七というところに来るわけでござります。

まあどの程度がめどかといらるは考え方ございます。一つのめどは戦前、今の酒の税金を含めた小売価格、これが現行では四百十三倍くらいでございます。諸物価指数が三百五十倍といわれております。それで、今度の減税後の小売価格はおおよそ三百七十倍程度になる見込みでございます。ねらいといたしましては、小売価格を大体一割くらい平均的に引き下げるこ

と、それから料率でおよそ二割くらい引き下げるここと、これは絶対額対絶対額でこれくらいをねらいまして、それで今の酒類の種類によりましてその間ウエートをつけた、傾斜をつけた。少ないものはごくわずか七%くらい、大きいものは四〇%以上というように傾斜をつけて参ったのであります。

○荒木正三郎君 そういうふうにだんだん考られた結果この程度の減税が妥当である、こういうわけですね。たとえば、聞いておつても……しかし、酒について一級酒が五八%、それも一応全部参考にいたしましてただ、

この酒類の税率といらるは非常に沿革的なものでございまして、どこの国に税を見ましてもそれぞれ違つてゐるわけでございます。客観的に言えますことは、どこの國も從來からあつたものは割と安い。それから、新しく最近になって伸びてきたものはどうも重いようでございます。日本と違いますのは、アルコールの度数によりまして、アルコール度数の強いものはやはり高

い課税にしてる。これは何といっても酒類といらるはアルコールのものでございますので、その度数による課税が相当強く出てるということでおつさいます。日本の場合は、今までいろいろ沿革がございます。そういうことがござりますので、ある基準で、度数基準だけいくというわけにも參りません。そもそもある程度は考えた方がございます。一つのめどは戦前、今の酒の税金を含めた小売価格、これが現行では四百十三倍くらいでございます。諸物価指数が三百五十倍といわれております。それで、今度の減税後の小売価格はおおよそ三百七十倍程度になる見込みでございます。ねらいといたしましては、小売価格を大体一割くらい平均的に引き下げるこ

と、それから料率でおよそ二割くらい引き下げるここと、これは絶対額対絶対額でこれくらいをねらいまして、それで今の酒類の種類によりましてその間ウエートをつけた、傾斜をつけた。少ないものはごくわずか七%くらい、大きいものは四〇%以上というように傾斜をつけて参ったのであります。

○荒木正三郎君 そういうふうにだんだん考られた結果この程度の減税が妥当である、こういうわけですね。たとえば、聞いておつても……しかし、酒について一級酒が五八%、それも一応全部参考にいたしましてただ、この酒類の税率といらるは非常に沿革的なものでございまして、どこの国に税を見ましてもそれぞれ違つてゐるわけでございます。客観的に言えますことは、どこの國も從來からあつたものは割と安い。それから、新しく最近になって伸びてきたものはどうも重いようでございます。日本と違いますのは、アルコールの度数によりまして、アルコール度数の強いものはやはり高

い課税にしてる。これは何といっても酒類といらるはアルコールのものでございますので、その度数による課税が相当強く出てるということでおつさいます。日本の場合は、今までいろいろ沿革がございます。そういうことがござりますので、ある基準で、度数基準だけいくというわけにも參りません。そもそもある程度は考えた方がございます。一つのめどは戦前、今の酒の税金を含めた小売価格、これが現行では四百十三倍くらいでございます。諸物価指数が三百五十倍といわれております。それで、今度の減税後の小売価格はおおよそ三百七十倍程度になる見込みでございます。ねらいといたしましては、小売価格を大体一割くらい平均的に引き下げるこ

と、それから料率でおよそ二割くらい引き下げるここと、これは絶対額対絶対額でこれくらいをねらいまして、それで今の酒類の種類によりましてその間ウエートをつけた、傾斜をつけた。少ないものはごくわずか七%くらい、大きいものは四〇%以上というように傾斜をつけて参ったのであります。

○荒木正三郎君 そういうふうにだんだん考られた結果この程度の減税が妥当である、こういうわけですね。たとえば、聞いておつても……しかし、酒について一級酒が五八%、それも一応全部参考にいたしましてただ、この酒類の税率といらるは非常に沿革的なものでございまして、どこの国に税を見ましてもそれぞれ違つてゐるわけでございます。客観的に言えますことは、どこの國も從來からあつたものは割と安い。それから、新しく最近になって伸びてきたものはどうも重いようでございます。日本と違いますのは、アルコールの度数によりまして、アルコール度数の強いものはやはり高

い課税にしてる。これは何といっても酒類といらるはアルコールのものでございますので、その度数による課税が相当強く出てるということでおつさいます。日本の場合は、今までいろいろ沿革がございます。そういうことがござりますので、ある基準で、度数基準だけいくというわけにも參りません。そもそもある程度は考えた方がございます。一つのめどは戦前、今の酒の税金を含めた小売価格、これが現行では四百十三倍くらいでございます。諸物価指数が三百五十倍といわれております。それで、今度の減税後の小売価格はおおよそ三百七十倍程度になる見込みでございます。ねらいといたしましては、小売価格を大体一割くらい平均的に引き下げるこ

と、それから料率でおよそ二割くらい引き下げるここと、これは絶対額対絶対額でこれくらいをねらいまして、それで今の酒類の種類によりましてその間ウエートをつけた、傾斜をつけた。少ないものはごくわずか七%くらい、大きいものは四〇%以上というように傾斜をつけて参ったのであります。

○荒木正三郎君 私、その考ははだいぶ古いのじやないかと思うのですがね。それは酒飲んで半分税金だといふ。それは酒飲んで半分税金だといふ。そればかりは奢侈でもなければ——料金だけ格別な考え方を持つて、正正常な酒が入つてゐるのがそれまでして、そうしてそこに正正常のルートで入つた酒と、それからそこにおられます成年男女の人数で、大体その地域では平均どれほどくらいその成年男女がお飲みになるという数字を、これを前提といたしましてかけ合わせてみて、正正常な酒が入つてゐるのがそれまでして、その残りの部分は奢

侈あるいは國庫收入の觀点から考へていいといえば大衆の酒ですね。これはほかのものに比べて高いのじやないかと思うのですが、酒に対しても格別な頭が、から二級酒で三五%ですね。二級酒といえれば大衆の酒ですね。これはほかのものに比べて高いのじやないかと思うのですが、酒に対しても格別な頭が、こんな高い税金をかけておくといふことは、どういふべきか、それは、ほかのものと比べて非常に高いじゃないですか、これは、やはり國庫收入の觀点から考へていいと思います。しかし、してもいいじやないですか。酒だけ格別な考え方を持つて、正正常な酒が入つてゐのがそれまでして、その残りの部分は奢侈であるらしいかと思うのですがね。そこで賛成なら訂正するくらいの……。左党の諸君も高い

ところをとつてみますと、二十五年の六一・二七%というのがございます。それからだんだん下がつて参りましたが、今度の改正によりまして加重平均三十六年度予算では四六・八〇、これが今度の改正によりまして加重平均一・三七というところに来るわけでござります。

○政府委員(村山達雄君) その意味で私は、今先生のおっしゃるとおりでござります。

○荒木正三郎君 それが幾らになってるか。

○政府委員(村山達雄君) それが読み上げた数字でございます。飲んだとき税金を幾ら飲んだか、何割そのうちにおるかと、その点ではおっしゃるとおりでござります。

○荒木正三郎君 だから、特級酒八百三十円の酒を一升飲めば、そのうち従来は五八・六%、半分以上税金を飲んでおつたわけですな。今度もやっぱりそれはあまり変わっていないといつておる感じでござります。ところが、戦前、特に昭和九年から十一年度における税率が出てるわけなんですがね。それを見ますと、二九・六三になつているわけですね。これ間違いないでしょか。

○政府委員(村山達雄君) 間違ひございません。二九・六三、九一十一の平均でござります。

○荒木正三郎君 これはおそらく酒類の平均かなにか、何で出したのか私よく知りませんが、そういうことになつて、それに比較すると、大体二倍ぐらいになつていますね。非常に私いろいろと思うのですがね。

○政府委員(村山達雄君) おっしゃるように、九一一年のこれは加重平均で出しまして、小売価格の中に占める

○政府委員(村山達雄君) 酒はどうしてアルコール度数の強いものはやはり高いじやないですか、これは、

○政府委員(村山達雄君) 酒はどうしてアルコール度数の強いものはやはり高いじやないかと思うのです。どうですか、それは、ほかのものと比べて非常に高いじゃないですか、これは、やはりどの国でも財政物資と考へ

ね。これは私は、一面同情的な見方が必要だと思います。それは、米を作つて、どお百姓きんがその米を原料にして、どうろくか何か知りませんが、酒を造り、そうして自分の家で飲むくらい造はけしからぬ、こういう筋もあるわけですが、そういうのを何か調整して方ではないかと思うのです。一方からいえば。一方からいえば、そういう密造の場合は取り締まります。一方におきまして、そういう気持をされるというのは、人情として自然の考え方があるのではないかと思うのです。

○政府委員(村山達雄君) この点についても、密造の場合には取り締まりますが、一方におきまして、そういう気持をされる必要があるのじやないかと思うのですがね。何か政府のほうでいい考えを持っておりませんか。

○政府委員(村山達雄君) この点については、従来から大体しようちゅうのたぐいが非常に密造と振りかわり得るという考え方で、しようちゅう、それで密造酒は大体二十度くらいのものでござります。そこで、しようちゅうの二十度あたりのところは特に安くしておるということで、酒税法の上ではその点は考慮してござります。今度もその二十度のものにつきましては、従来と同じように、格段の税率の引き下げを行ないまして、それで密造対策にも資するよう考えていたるわけでござります。

一方、密造酒のほうの行政的な取り締まりにおきましては、これは執行面におきまして、検察庁あるいは県の指導方面と密接な関係をとりまして、地域々々に適切な措置を講じておるわけでございます。密造酒の形といたしましては、農村密造もありますが、販売を目的とする密造もあるわけあります。販売を目的とするような密造酒に対しましては、反復繰り返し取り締まりをやつておるということでござります。それから、農村密造におきまして

は、これは子供のときからだんだんこ

ういうことがいかぬのだという考え方を

植えつけていくということで、もちろん密造の場合は取り締まります。

○荒木正三郎君 この問題はこのぐら

いにしますが、次に、最近べらぼうに

高い酒が出てるようですね。一升一

万円とか二万円とかいうのは、どうい

う酒があるのですか。

○政府委員(村山達雄君) 最近日本酒

の一になつたことは、もちろん

購買力の上昇にも関係がありましょ

が、今日、推定ではございますが四分の一になつたことは、もちろん

が、一つは反復取り締まりをやつて

いつ、だんだんこういうことはいかぬのだというよなこと、こういった

ことが順次効を奏しつつあるのではな

いか、こう思つてゐるわけでございま

す。

○荒木正三郎君 密造酒の問題はいろ

いろむずかしい事情もあるから、あま

り私は質問しませんけれども、それは

農家で、自分の家で飲むくらいのどぶろくというのですか、ああいう酒を造つたのを犯罪視するというような考え方をしておられるのですか。そういう考え方は、私は若干疑問があると思う。それは酒屋さんのほうはできるだけ取

り締まってやつてもらいたいというこ

との税の取り立てといふのはどうい

う工合にやるのでですか。かりに三万五

千円として、容器代が三万三千円にならうつておきますと、負担のバランスを失します点を補おうとしているとい

うことでござります。

○政府委員(村山達雄君) それは現在

は酒税は容器にはかかるない。酒の中

身について従量税でかかつておりますので、そのうちの中身部分のものは課税している。別にその容器が物品税の課税物品に該当するようございま

す。そういう意味で物品税をちようだ

いしておる。両方でやつておるわけであります。今度の改正は、その点がだ

んだんデラックスタイプのものが出ておりま

す。酒は、取り締まりの見地から従量

で飲むということは困るということでござります。

○荒木正三郎君 この問題はこのぐら

いにしますが、次に、最近べらぼうに

高い酒が出てるようですね。一升一

万円とか二万円とかいうのは、どうい

う酒があるのですか。

○政府委員(村山達雄君) これは政令

は、どれ以上のものをいうのですか。

○政府委員(村山達雄君) これは政令で非課税最高限度をこえるものといふことで、政令段階で明らかにするつも

ての最高値段を査定いたします。それで中身価格に加えて、それを従量税の対象にします。実際の容器の価格からそれを引いたもの、それは物品税で

はある酒というものに対する容器としての、今の骨董とかそういう一品作品としての値段ではなくて、容器としては、そのうちの中身部分のものは課税を取つておるわけでございます。そのときには容器代は非常に高いわけですが、そのうち従量税のものは、容器込みの価格に対して従量

税を取つておるわけでございます。そのときには、ただ三万円もする容器をそのまま取るわけに参りませんので、そこにはある酒というものに対する容器としての、今の骨董とかそういう一品作品としての値段ではなくて、容器と

それと併せて、それを従量税の対象にします。実際の容器の価格からそれを引いたもの、それは物品税で

ちょうどだいしますといふことになりま

す。もしどこかで詰めかえる、製造場以外で詰めかえるといふことになりますと、これはみな製造の規定が働きまして、そこまでまた同じ課税関係を起

してよろしくございますか。

○政府委員(村山達雄君) さようでござります。昨日通産省から、この物品税の施行に伴つてどれだけどういうものがどういうようにいつから下がるかということを新聞発表してございました。いざれ国税庁もさらに詳細なものを、あるいはその会社名をあげて発表する計画もあるやに聞いておるわけでございまして、業界は全面的に賛成しておりますわけございまして、きのうの通産省の発表分を見ますと、ほとんど全部のものは四月一日から減税額通り正しく還元するということを約束しております。ただ、ものによりまして、とりあえずは九〇%、それから一定時期が、ちゃんと九月とか十月とか明示してございますが、さらにそのとき一〇%下げる、こう約束しておるものも間々ございます。いざれもさきのうの発表で明らかになつたと思うわけでござります。

○平林剛君 私、まだその通産省が発表した各品目ごとの具体的な例を見ておりませんので、またあらためてそれをよく熟読いたしまして、お尋ねをする点が出てくるかもしれません、とりあえずこういうことを聞いておきたく思います。政府は、今度の物品税法に限らず、酒税法や入場税法のとき、業界と話をして、その業界の協力がある、あるいは全面的に政府の考えに賛成をしているというお話をしばしがざいまして、私もそれを信頼をいたしたいと思うのでありますけれども、業界との間の取りきめということは、一体どれだけ拘束力があるのか。また、政府としてもこの取りきめを全面的に信頼しているといましても、

もしそれに反したようなことがあつたときに一体どうなるかということが、あります。これにつきまして、政府当

局としてはどの程度の心がまえを持つておられますか、またどれだけ確信を持つておられますか。

○政府委員(村山達雄君) 現在ほとんど引き下げの対象になるものが公定価格制度ではございません。したがいまして、法律的な拘束力はないわけでござります。ないからこそ、政府のほうでは指導に今まで三ヶ月余りかかるまで、そこまで持つてきたわけでございまして、幸い業界におきましても全般的な協力を約束しておるわけでござりますので、われわれはそのとおり行なわれるものと確信しておりますし、従来の経緯から申しましても、この違反というようなことはないであろうと、かのように考へているわけでございま

す。

○平林剛君 私は、法律的に拘束力がないだけに心配なんです。もしも政府が今私に説明をしているようなどおりが逆にいえば、物価が少しでも上がれば御協力できません、あるいは物価が上がったときには、一ヶ月か二ヶ月がまんしますけれども、また値上げしますということに通じやしないか、こういふことになりまして、もしそうだとすれば、今後の物価の上昇を理由にして、結局一時は値下げをしたけれども、また上げちまつたというから念仏が含まれていないかどうか、その点はいかがですか。

○政府委員(村山達雄君) 確かにこれは法的拘束力がありません。要するには、何だ、あの物品税法の改正や税法の改正は結局業者を助けるためのものではないか、国民大衆、消費者に対する税を軽減したと言つて、しなかつたじゃないか、また政府はうそをついて、政治に対する信頼と、いふものではあるまい、国民が、消費者に対する税見直しをはじく場合には、少なくとも今のような経済組織のものでは、非常に競争の激しい物品でござります。物品税の課税対象になつておるものは耐久消費財を中心でござります。どちらかといえば、われわれが今までの税収見積もりをはじめ年には、どうも、単価という点では去年よりは低く見ざるを得ない、これから競争の激しいものでござります。それは一つの業者が単純に消費者をごまかすとません、その原価要素が下げる。政府は減税という形で下げているわけですが、原価要素が下がりますのを、ただ下げるこれが可能だというところで、行政指導をしているわけでござります。

○政府委員(村山達雄君) これは、そこの点は、きのう通産省の発表がありましたが、まさに国税庁のほうでは、どこどこの会社の製品の何という品物は、今まで税率は幾らで、税額は幾らで、たまたま税率は幾らで、税額は幾らであったが、今度は改正によって幾らになり、幾ら下がるはずだということをすべて表示して参るということにいたしまして、その間のさらに徹底をはかりたいというところで、月下旬計画を進めているわけでござります。

〔理事上林忠二君退席、委員長着席〕

〔委員長退席、理事上林忠二君着席〕

○平林剛君 一般的の消費者というものは、一々こまかく、この品物が前に幾らであつて、今度物品税が改正になつてこうなづたということを、調べておるわけではないと思うのであります。中には五割とか、そういうものも間々ございます。そういう例がございますので、今度政府がこれまでしている税を押して、一々業界から確約をとつて、この問題は政府の言うとおりに約束するという回答が業界からありますから、御心配はありません、こう言つておる。どうして今私が疑問としたと同じことをただしたのに對し、大蔵大臣はこう答えておる。業界は全面的に物価を上げないという政府の政策に協力して、この問題は政府の言うとおりに約束するという回答が業界からありますから、御心配はありません、こう言つておる。あるほどそうですかといえども、なぜそうですかといえども、なぜおななのでありますけれども、しかし全面的に物価を上げないという政府の政策に協力してといふ言葉は、逆にいえば、物価が少しでも上がれば逆にいえば、物価が少しでも上がればされども、まだ上げちまつたというから念仏が含まれていないかどうか、その点はいかがですか。

○政府委員(村山達雄君) これは、そこの点は、きのう通産省の発表がありましたが、まさに国税庁のほうでは、どこどこの会社の製品の何という品物は、今まで税率は幾らで、税額は幾らで、たまたま税率は幾らで、税額は幾らであったが、今度は改正によって幾らになり、幾ら下がるはずだということをすべて表示して参るということにいたしまして、その間のさらに徹底をはかりたいというところで、月下旬計画を進めているわけでござります。

○平林剛君 取り越し苦労かもしませんけれども、たとえば楽器のようなものですね、これはことしの一月からすでに値下げになっているようなものもあるわけですね。こういうものはどうなのですか。一月に下がったのだから、今は物品税の法律が通っても下げなくてよろしいというようなことになつてているのですか。私、国税庁のあれも、通産省のも見ておりませんで、こういう質問をしなければならぬわけありますけれども、それはどういうふうになつておるのでですか。

○政府委員(村山達雄君) これは、実は監督官庁である通産省が個別に全部当たつて、それで下げる、下げられないならその理由、という中に、楽器はこういう事情があるそうでございまして。もう今度は税率が下がるということがきまりまして、全部消費者のほうが買い控えてしまつた。そこで、二月にすでに減税分だけを下げるを得なかつた。四月から下げるところでなく、二月にちょうど減税額だけ下げないと売れなくなつてしまつた。それで、やむなく業界はずっとそのときから値下げをした。そのことを通産省が確認をされて、まあ前は損をした口だからあらためて下げる必要なし、そういう点で、それは全部発表文に出て

○須藤五郎君 ちょっと関連して。楽器の税について、特にピアノの税についてちょっと質問しますが、僕はピアノなんかに対する——物品税自体、僕は間接税全部反対な立場なんだけれども、特に楽器なんかに税をかけるのは僕はどうかと思うのですよ。今税を免

除する規定もあって、音楽専門家には税を免除して、台数を限つて、年限を限つて売るというような、そういうことがありますね、これはことしの一月からすでに値下げになっているようなものもあるわけですね。こういうものはどうなのですか。一月に下がったのだから、今は物品税の法律が通つても下がなくてよろしいというようなことになつているのですか。私、国税庁のあれも、通産省のも見ておりませんで、こういう質問をしなければならぬわけありますけれども、それはどういうふうになつておるのでですか。

○政府委員(村山達雄君) これは、実用用途免税になつています。学校がその音楽のために、音楽の教育のために使うものとか、あるいは音楽の先生のようなもの、そういう職業人でございません。これは業務用にかける趣旨ではございません、この物品税の基本的な考え方の方は……。そういうために、そういうのは特に非課税にしております。それは特殊用途免税といつたしまして、今までと同様に、音楽の先生がどうぞうです。制限ないのですが、あるのですか。

○須藤五郎君 それじゃ、音楽の先生はどうですか。制限ないのですが、あるのですか。

○政府委員(村山達雄君) これも同じことでござります。別に法律上は台数の制限を特に設けてございません。しかし、その人の使うものとして免税すれば、これは専門用にかかる限りはございませんから、事実上おのずからその限度はあるとは思いますが、どうなっていますから、どうなんですか。

○須藤五郎君 そうすると、音楽の先生が方々にけいこ場を持つておる。それがけいこ場でとにかくピアノ一台ずつ置きたいという場合には、そのけいこ場に応じてピアノは免税で買えるわけなんですか、どうなんですか。

○須藤五郎君 実際にそういうことがございまして、事実その必要があるといふことで使用するものであれば、別に制限する必要はない。

○須藤五郎君 僕はある音楽家からこういふ訴えを受けたのですが、自分が自宅でピアノを一台置いている、自分の研究用に。それから、けいこ場へピアノを置いている。そうすると、自宅でピアノを二年たつたら自由に売買できます。

○須藤五郎君 そうすると免税で買つたピアノを二年たつたら自由に売買できます。その前でも売買はできますが、追徴いたします。もし二年以内にやりますと、前に免税しておつた税金をちょうど上ります。こういふ

○須藤五郎君 その楽器は一台しか買えないのですが、どうなんですか。

○政府委員(村山達雄君) それは、法律の面では特に台数を制限しておりませんが、もとよりそれに使うものにつきたいのですが、そのけいこ場に応じてピアノは免税で買えるわけなんですか、どうなんですか。

○須藤五郎君 実際にそういうことがございまして、事実その必要があるといふことで使用するものであれば、別に制限する必要はない。

○須藤五郎君 僕はある音楽家からこういふ訴えを受けたのですが、自分が

○須藤五郎君 そうしてそれも二年たつてば売れるわけですね。それじゃ、この間僕は音楽家なんですよ。僕がピアノを買おうと思ったら、免税で売れないというのですよ。これはどういふことですか。(政治家だから)と呼ぶ者あり)職業は音楽だよ。音楽家の政治家なんだ。主税局長僕は音楽家だと、いって免税の証明書を出すか。

○須藤五郎君 これは現にやはり音楽の先生としてやっておる、あるいは現に音楽学校の生徒である、あるいは教員養成所の生徒である、これに課税するということは物品税の本来の趣旨ではない、こういう意味で免税をしておつたわけございます。したが

○須藤五郎君 ここでもう一つ問題は、音楽の先生はピアノを買うことができるが、音楽の学生です。これが免税でピアノを買うことができないといふ不合理がある。私はこれはおかしいと思う。音楽の学生はどうしてもピアノがなければ勉強できない。ところが、音楽の学生は免税でピアノが買えないという状態があつたのですが、どうですか。

○政府委員(村山達雄君) それは非課税にするほうの理由は、先生の練習用に使うということで非課税にしておるわけでございます。しかし、生徒がひくこともございましようし、別にそれだからどれも手をぶれちやならぬといふわけござりますから、事実上おのずからその限度はあるとは思いますが、どうなっていますから、どうなんですか。

○須藤五郎君 そうすると、音楽の先生が方々にけいこ場を持つておる。そこでは、その辺は常識的に運用をされるべきものと思います。

○須藤五郎君 実際にそういうことがございまして、事実その必要があるといふことで使用するものであれば、別に制限する必要はない。

○須藤五郎君 僕はある音楽家からこういふ訴えを受けたのですが、自分が

○須藤五郎君 そこでは、その辺は常識的に運用をされるべきものと思います。

○須藤五郎君 そうすると、音楽の学生であるという証明書がなんか持つておつたから、免稅措置は講じられております。

○須藤五郎君 そうすると、音楽の学生であるという証明書がなんか持つておつたから、免稅措置は講じられております。

○須藤五郎君 ここでもう一つ問題は、音楽の先生はピアノを買うことができるが、音楽の学生です。これが免税でピアノを買うことができないといふ不合理がある。私はこれはおかしいと思う。音楽の学生はどうしてもピアノが買えないという状態があつたのですが、どうですか。

○政府委員(村山達雄君) これは現にやはり音楽の先生としてやっておる、あるいは現に音楽学校の生徒である、あるいは教員養成所の生徒である、これに課税するということは物品税の本来の趣旨ではない、こういう意味で免税をしておつたわけございます。したが

いまして、それに該当いたしませんと残念ながら……。

○須藤五郎君 僕は該当するわけなん

だ。僕は自宅で生徒に教えるわけだ。

自宅でも生徒に教えれば、音楽の教師

なんだ。だから、僕には売らぬといふ

ことにならぬと思うが、どうかね。

○政府委員(村山達雄君) これは見解

の問題でございますが、これは教育用

としておるわけでござります。した

がって、学校というところで線を引いておるというわけでございます。

○須藤五郎君 それはおかしい、その

解釈は。学校じゃない、自宅で生徒を

とっておる先生が音楽の先生として無

税で貰つておるのですよ、今あなたの

答えたとおり。ところが、僕も同じよ

うに家庭で音楽を教えるのだから、片

方で政治家、参議院議員だというので

売らぬというのです。これはおかしい

と思う。僕は音楽家であると同時に先

生であり、同時に参議院議員なんだ。

(「どちらが本職かわからぬよ」と呼ぶ者あり)

者あり) 僕は世間には音楽家須藤五郎

で通しておるのだ。所得は今ゼロだ。

(「それじゃ、他に御質問が

あるようありますから、私はあと一

つ二つにとどめたいと思うのであります

が、先ほど申し上げたように、物品

税法の改正が単に業者を潤すもので

あつてはならぬという趣旨から、私は

商品ごとにについてお尋ねをしておるわ

けであります。特に現在の国民の生活の現状を見ますと、ことしの夏あたり扇風機がほしい、それから電気洗たく機を買いたいというのは、今日の一般家庭における共通の感情であろうと思ふであります。その場合に、今度物税法によつて、たとえば扇風機は三〇%から二〇%に税率が下がります。品税法によつて、たとえば扇風機は三〇%から二〇%に税率が下がります。品税法によつて、たとえば扇風機が下がる。たとえば一万三千円の扇風機があつたとすれば、これは一万二千円になる、それから電気洗たく機が二万四千円であったとすれば、これは二万三千円になる、こういうふうに理解してよろしいのですか。

○政府委員(村山達雄君) さようでございます。そこに扇風機のよな意味で非常に少ないので、ほとんどのほうのふところに納めるという事に違ひありません。

○平林剛君 その場合に、四月一日からこの法律が施行されますと、今私に

お答えになつたとおりの価格に下げられると仮定をいたします。多分それはそのとおりになるでしょう。しかし、夏までの間には、関係業者はいろいろの創意工夫をいたしまして、今までの扇風機と違う特殊性が今度の新製品にはあるのです、だから一万三千円だったものが四月一日から一万二千円になつたけれども、夏発売するところの新型の扇風機は一万三千円あるいは一万四千円ですということになるおそれ

はあります。だから、どういふふうに理解してよろしいのですか。

○平林剛君 それじゃ、他に御質問が

あるようありますから、私はあと一

つ二つにとどめたいと思うのであります

が、いろいろラジオで宣伝しております。た新製品は、今度は、寝ていてもス

イッチがとまる、なんということはないにしても、新しい考案がしてあります。だから二万四千円ですと、そういうよう

ことで、それを理由にして、結局は

名目をつけて、実際は減税分の一部を

自分のほうのふところに納めるという

ことです。先ほど申し上げたよう

費者に還元しないで、業者が何らかの

名目をつけて、実際は減税分の一部を

自分のほうのふところに納めるという

ことになります。

○政府委員(村山達雄君) 減税額を消

す、だから二万四千円ですと、そういうよう

ことで、それを理由にして、結局は

名目をつけて、実際は減税分の一部を

自分のほうのふところに納めるという

ことです。先ほど申し上げたよう

費者に還元しないで、業者が何らかの

名目をつけて、実際は減税分の一部を

自分のほうのふところに納めるという

ことです。先ほど申し上げたよう

費者に還元しないで、業者が何らかの

名目をつけて、実際は減税分の一部を

自分のほうのふところに納めるという

ことです。先ほど申し上げたよう

費者に還元しないで、業者が何らかの

名目をつけて、実際は減税分の一部を

自分のほうのふところに納めるという

ことです。先ほど申し上げたよう

費者に還元しないで、業者が何らかの

名目をつけて、実際は減税分の一部を

自分のほうのふところに納めるとい

うことです。だから、かりに一時とんでもない御心配は要らないじやないか。かりにそんなことを理由にしてまた価格が上がるといふことはあります。そのときに今お話しのようなことになります。

○平林剛君 私は、これが私だけの心配に終わることを期待しています。た

だ、入場税法の議論を会議録によつて

読みたしますと、村山さんの答弁によ

り、もう間に合わないだらうと思いま

す。ですから、そういうことはないだ

うと思っています。

○政府委員(村山達雄君) 先ほど申し

将来四月一日の値段がそのまま維持

されるかどうかということになります

と、それはそうでなくて、やはり新し

いものが出ていけば、それにはそれに

見合つた税抜きの原価というものはあ

るでしよう。マージンを加えて、それ

で今度の新しい物品税の税率ではじい

たもの、これが売却価になりますか

と、それが観客料金として下がるかど

うかというようなきめのこまかい質

問題であると思いますけれども、ある

問題です。そういうことはどう

やって制限できるか。

○政府委員(村山達雄君) 先ほど申し

ましたように、法律上それも拘束力の

ない問題でございます。ただ、御心配

のようない点がないというのには、「一つ

はあります。だから、違うことはあ

り得ると思いますが、おっしゃるよう

な心配はないだらう、こう考えてお

るわけでございます。

○平林剛君 私は、そういうことも少

ます。そういう意味で、その客觀情勢を考えても、そういう御心配は要らないじやないか。かりにそんなことを理由にしてまた価格が上がるといふことはあります。そのときに今お話しのようなことになります。

○平林剛君 私は、これが私だけの心配に終わることを期待しています。た

だ、入場税法の議論を会議録によつて

読みたしますと、村山さんの答弁によ

り、もう間に合わないだらうと思いま

す。ですから、そういうことはないだ

うと思っています。

○政府委員(村山達雄君) 先ほど申し

将来四月一日の値段がそのまま維持

されるかどうかということになります

と、それはそうでなくて、やはり新し

いものが出ていけば、それにはそれに

見合つた税抜きの原価というものはあ

るでしよう。マージンを加えて、それ

で今度の新しい物品税の税率ではじい

たもの、これが売却価になりますか

と、それが観客料金として下がるかど

うかというようなきめのこまかい質

問題であると思いますけれども、ある

問題です。そういうことはどう

やって制限できるか。

○政府委員(村山達雄君) 先ほど申し

ましたように、法律上それも拘束力の

ない問題でございます。ただ、御心配

のようない点がないというのには、「一つ

はあります。だから、違うことはあ

り得ると思いますが、おっしゃるよう

な心配はないだらう、こう考えてお

るわけでございます。

○平林剛君 私は、そういうことも少

にそういう問題についてはこれからも絶えず監視をしていくという態度をとつてもらいたいと思うのです。これは要望いたしておきます。

他に御質問があるようですから、一応物品税法に関する質問はこの辺であります。

○委員長(棚橋小虎君)

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

○高橋衛君

租税特別措置法について政府当局に一、二お尋ねをいたしたい

質疑のある方は御発言願います。

○高橋衛君

租税特別措置法について政府当局に一、二お尋ねをいたしたい

と思います。

まず第一に、租税特別措置法という

のは、われわれの見解によれば、一つ

の政策目的に従つて多くは二元的に特

別の措置をとるという建前に相なつて

おると思うのであります。過去にお

いて数次、経済情勢その他の事情の変

化によつて改正が行なわれて参つたの

でございますが、今回もむしろこの

かい点について改正が行なわれており

ますが、今回の改正の主眼が、やはり

今日の日本経済におけるところの一番

むずかしい問題であると同時に、たと

えば中小企業対策または輸出振興、そ

ういうような方面にある程度重点が指

向されておるのじやないかと思うので

あります。まず第一に、その二つの

点について、条文を読めばよくわかる

かもしませんが、非常に税法はむず

かしいから、その二つの点についてど

ういう施策がこの税法の中に盛り込まれているかという点を、まず最初にお

いりますが、ほかの税では、印紙税の取

引金額の零細なるものについて五万円

○政府委員(村山達雄君)

中小企業関

係でございますが、これは企業だけではなくございませんが、中小所得者の減税を中心置いております。そういう意味で、昨年相当手を打ったわけでござります。

私は平均三割になつております。それは持つて参りました。ここまででは昨年の改正でございます。ことしほとんどは、それには、わざわざの見解によれば、一つ除の年令の引き上げ、この辺がござります。それから……。

○高橋衛君

租税特別措置法におけるところの施策をお伺いしている。

○政府委員(村山達雄君)

租税特別措置法でござりますと特にうたつておられますのは、農林中央金庫の債券、それから商工債券、これの発行に対する登録税これを軽減してございます。現在の千分の二を、それぞれ、これが中止されています。そのほかのところでは、外

ら、先ほどもちょっとお触れになりましたけれども、海運関係の問題として登録税の軽減が今回なわておるのあたり。それから、物品税につきましては、原則として物品税をはずしてしまつた、こういうような点が随所に現れています。

企業が製造しているものにつきましては、それから、輸出振興でございます。それから、輸出振興の問題は、実は昨年の臨時国会で例の所得基準一本にしたということがございました。先ほどもちよつとお打ちました。今年度のところは、そうしたところの施策をお伺いしている。

○高橋衛君

国際収支の改善の見地か

は、非常に税法の建前——建前というよりも、商法その他の法律構成の関係からそうなつてゐるとは思ひます。したがいまして、今の外航船舶の保存登記あるいは抵当権取得登記、登録税を半分にして最大限もし減税をするといふふうな法律構成を前提として地上物の税法の建前に相なつておるようになります。これは従来は二分の一になつておつた場合等で、四分の一程度軽減するといふふうなものが実はもう最低のところでござります。したがいまして、今の外航船舶の保存登記あるいは抵当権取得登記、登録税を半分にして最大限もし減税をするといふふうな法律構成を前提として地上物の税法の建前に相なつておるようになります。

これは従来は二分の一になつておつた場合等で、四分の一程度軽減するといふふうな法律構成を前提として地上物の税法の建前に相なつておるようになります。

これは従来は二分の一になつておつた場合等で、四分の一程度軽減するといふふうな法律構成を前提として地上物の税法の建前に相なつておるようになります。

けれども、やはりその間に何か割り切られぬ不公平な感じが残るような感じがするのでございます。その辺は政府としてはどういうふうに感じておられますか。

○政府委員(村山達雄君) 先ほども申しましたような意味におきまして、今度の軽減をしたわけありますかが、しかし、その立場はあくまでも政策的見地に立ってそこまで踏み切ったわけでございます。

外航船につきましては、いろいろ国際取支の改善がやかましい際、しかし外航船舶については利子補給も行なわれておる現状でございます。外航船につきましては、いろいろ国際取支の改善がやかましい際、しかし外航船舶については利子補給も行なわれておる現状でございます。外航船につきましては、いろいろ国際取支の改善がやかましい際、しかし外航船舶については利子補給も行なわれておる現状でございます。

特によつて登録税法の中で改正しないで租税特別措置法の中で軽減しておるわけでございます。したがいまして、今は外航船舶というところで線を引かざるを得なかつたといふ次第でございます。

○荒木正三郎君 今度の措置で利子所得、この特別措置を一年間延長するというんですね。大蔵省は前々から、三十六年度限りでやめたい、こういう話がしづしづあつたわけですね。ところが、また一年延長する。もう恒久立法のよくなつたがるんですがね。これまた何で一年延長するんですか。

○政府委員(村山達雄君) 利子に対する現在の分離一〇%課税、これは基本法では総合の建前になつておりますが、これが暫定的に設けられて、昨年は今年の三月まで延長しますといふことと、これをまた一年間延長いたしま

でございます。この利子に対する課税でござります。この問題につきましては、一方配当に對する課税、これとのバランスが最もやさしい問題でございます。その負担、それから税引き回りはどうなるかという問題がございます。ところで、その配當に對する課税につきましては、法人、個人の二重課税の問題がございまして、去年措置を講じました

が、これは暫定的な措置だということになつてございます。このほの法人の配當の支払い分について法人税の税率の軽減をしてござりますが、これも当分の間といふことになつております。それで実は税制調査会が検討したわけでござりますが、結論が出来ませんでした。なお、引き続き検討するといふことになつておるわけでございま

す。したがいまして、配当課税に対する取り扱いについても、なお最終的に両方あわせて検討いたしたい、かよう

な意味で延長を提案したわけでござります。○荒木正三郎君 私がお尋ねしておるのは、さらに延長する理由ですね、もう一度よろしくお聞きしていると、配当課税との見合いで延長するのだと。今、配当課税も期限立法だから、一緒にやられたらどうですか。同じ質問ですよ。

○政府委員(村山達雄君) 御案内によつて、この配當に對して法人税を課税

ても同じような考え方をとりまして、二重課税の調整の方法を講じております。ただ、その調整の方法を昨年いろいろ検討いたしましたが、二年間にわたって実は討論したわけでございました。しかし、最終的の答えが出ないで、最後の答えとして暫定的にいたしましたのが、支払う配当側で法人の税率に三八とあるのを二八にする、そのかわりに受け取る側につきまして税額控除なり、あるいは配当益金不算入制度を同時に四分の一圧縮すると、こういう暫定措置をとりまして、そうしてその後の実施の模様を見てさらに根本的に検討を続けるということになったわけでござります。ところが、その実施が、法人税の税率引き下げにつきましては去年の四月一日以降開始する事業年度から適用したわけでございま

す。したがつて、適用になりましたものは九月末の決算期からでございます。それから、配当控除の圧縮の分は、個人は三十七年分の所得税から適用になるわけでございまして、これはまだ適用になつておりません。来年の三月十五日になるわけでございます。

○荒木正三郎君 今のお説明でありますと、配当課税の問題が片づかない限りこれを置いておくということになるわけですね。税制調査会の答申といいますか、あれを見ると、今の経済事情から考えて、貯蓄の奨励というふうな実情から、この問題を打ち切ることにつけて若干議論がある。こういうふうな

こと、配当課税の問題が片づかない限り課税をした場合の負担をねらいつつ改正の方途を見出だすべきである、こういう点についてほとんど異論がないわけだと思います。ただ、最終的の問題について、負担を実際どうするか、これは投資利回りの相互の関係がござります。そういう関係で配当課税と同時的に解決するほうが望ましいといふ問題と、それからもう一つは、單に総合課税と申しましても、この利子課税の歴史が表わしておりますように、いろいろな変遷を経ております。総合課税は今まで日本では一回一年間だけござりますが、これがうまくいきませんで源泉、直ちに選択に復活しておる実例がございます。ですから、実行の上でも正直者がばかりを見ないという保証のあるようなやり方によるこことでないと、再び失敗を繰り返すのじやないかと考えます。方法としてはまさに、おっしゃるように、負担は総合した場

で考へると、こういう答申が——答申と申しますか、アンケートの回答があとあります。今度の税制調査会では、このアンケートの回答ではこのどううかという問題がござります。この点はさらに慎重に検討すべきものである。だから、今集まつておりますので、相談いたしまと、やはりこのアンケートにあるのと同じように、この点はさらに慎重に検討すべきものである。だから、今

の配當に對しては去年改正したものをおとしにまた改正するということは見合のと同じように、この点はさらに慎重に検討すべきものである。だから、今

の公平な負担という原則からいえば、これは早急にやはりきまりをつけるべき性質のものだとと思うのですね。それを配当課税のほうがあつまいかぬので結論が出ないのでするが、それがきまらぬと言ふことは、ちょっと悪い言葉でいえば怠慢だといつたのですがね。配当課税がきまらなければこれはきまらぬと言ふことは、ちよと悪い言葉でいえば怠慢だといつたのですか。

○政府委員(村山達雄君) これは利子と配當の問題というものは非常にやかましい問題でございまして、ですかから、できるだけ同時に解決が望ましい

ことです。それは、このアンケートの回答が——答申と申しますか、アンケートの回答があとあります。この点はさらに慎重に検討すべきものである。だから、今

合の負担をねらいつつ、その技術的な問題は今言つたような、正直者がばか見ないような方法で解決したい、こう考えております。

○荒木正三郎君 それから、配当所得に対する源泉徴収ですね、一〇%の特例にしております。これは法人に対する説明があつたのですが、しかし、いずれにしても、配当所得で生活している人はどれくらいまで税金かからないのですか。

○政府委員(村山達雄君) 夫婦及び子三人で、三十七年度が初年度でござりますが、百四十八万九千円ということになっております。

それから、先ほどの、配当に対する源泉徴収税率一〇%、これも一年延ばしましたが、これはさきの話とは違います。

そして、配当は現在総合することになつておりますが、源泉で幾らあらかじめ取つておきますかということです。

○荒木正三郎君 だから、こういうのは確かに不合理だと思うのですね。百四十万円からの収入に対して税金がかからない。一方、勤労所得に対しては十四万円からかかるということですね。

○荒木正三郎君 これがだんだん伸びるといふのはおかしいと思うのですね。

○成瀬幡治君 最近の考え方は、これを無条件で両方課税することはいかにもひどい、それは二重課税だ。単純に考えてみましても、一方で益金処分で出るわけでございます。また、こちらも所得で課税するわけです。通常のものでございますと、一方が損で出ますと、片方が益になります。一方でかかるということはわからぬことは、同じ源が一つじゃないか、それは二重課税でないかという論議でござります。そういう意味で、徹底して返えしているわけでございます。各國いろいろの調整方法がござります。

日本は、先ほど申したように、今の軽減税率という形である程度の調整をとっているわけでございます。ですから、この辺、この百四十万円までかかるなどは不公平であると考えるかならないことは不公平であると考えるか見えないか、その今の二重課税を考えるかどうか、法人税を株主の負担と考えるかどうか、そこにかかる問題でございます。

○荒木正三郎君 それが、何を二重課税とかなんとかそ

ういうことを振りかざしても、実際にいるわけでございます。別に配当を払つておらず、配当をそのまま課税してもいいか

つかないか、その点は、確かに不合理だと思うのですね。百四十万円からの収入に対して税金がかからない。一方、勤労所得に対しては十四万円からかかるということですね。

○政府委員(村山達雄君) その点は、

ですからね、実際のところに入るの

ことは、何を二重課税とかなんとかそ

ういうことを振りかざしても、実際にいるわけでございます。別に配当を払つておらず、配当をそのまま課税してもいいか

つかないか、その点は、確かに不合理だと思うのですね。百四十万円からの収入に対して税金がかからない。一方、勤労所得に対しては十四万円からかかるということですね。

らむ問題、こういうことでこれで一応実験してみようということで、昨年実験してみたわけでございます。

その結果は先ほど申しましたように、ことしの九月決算から初めて出ているわけでございます。それから、今の税額控除のほうは三十七年度分から初めに働くわけでございます。財界がそのため一体どれだけの自己資本の構成に役立つたか、そうして配当率がどういう変化をしたか、こういう問題はお時間をかけて分析しなければならぬ、こういうことで、各界の意見もうちよつとこの制度について最終的の結論は待て、こういうことが言われてゐるわけでござります。まあそういう点がございますので、この点は、この配当の二重課税の調整の問題といふものは、もうしばらく研究させてほしい、こういうことを言つてゐるわけでございます。答申でも今後すぐ結論を出すべきではない、こういうことになつております。

○委員長(棚橋小虎君) 次に、酒税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のある方は御発言を願います。

○永末英一君 先ほど、物品税法に関して検査権、質問権等を行使する場合に、相手方を一体、政府はどう見ています。

○永末英一君 先ほど、物品税法に関するのかということと関連して、酒税法の改正案中に犯罪という言葉が書いてある、あるいはそれにかかる者を犯人と呼んでおるということについて質問いたしましたのであります。改訂法改正、特に第五十四条関係で、旧法がすべて密造にかかるものを犯罪と呼んでおつて、改正案では、その犯罪と

いう文字を残しておる項と、そうして「犯罪」を「行為」とえておる項とが混在しておるわけであります。その辺の思想統一は一体政府でどうなつておるのかを、ひとつお伺いしておきたい。

○政府委員(村山達雄君) 第三項というものは、「前二項の犯罪に係る」ということでございまして、その第一項、第二項を見てみますと、これは改正ございません。「第七条第一項は第八条の規定による免許を受けないで、酒類、酒母又はもろみを製造した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」二項に持つていいまして、「前項の犯罪に着手してこれを遂げない者についても、前項と同様とする。」それを受けまして、第三項のところで、「前二項の犯罪に係る酒類、酒母又はもろみに対する酒税相当額、今度の改正ではカッコをして、「酒母又はもろみについても、その他の雑酒とみなして計算した金額」、まあこうあるわけであります。それで、從来から、この今の無免許犯——まあ密造もそうでござりますが、それといわゆる通販犯、これがいわば広義の意味における通販犯で、そういう刑事上の犯罪であるということをつきましては、犯罪、罪といふように書いておるわけ

いりますか、統一という見地から、法務省刑事局のほうで全部目を通しておるわけであります。

○永末英一君 私の伺つておるのは、五十四条の第一項で、密造する者のことは書いてある。第二項では、それは犯罪だと書いてある。それから三項以下、三項は犯罪という言葉を残し、五項、それから六項では「犯罪」という旧法の言葉を「行為」と書きかえておる。一体、それは違うかどうか。全部それぞれ第一項、第二項に該当する件、しかも、それを改正案では犯罪という文字を残したものと、そうしてそれをわざわざ「行為」と書きかえたものとが混在をしておる。その間の消息を伺いたい。

○政府委員(村山達雄君) 三項のほうは罰則を書いておるわけでござります。ですから、その罰則的見地からは、それは罪でなければ罰則はかかるが、それは罪でなければ罰則はかかるが、それがいわゆる通販犯、これがいわば広義の意味における通販犯で、そういう刑事上の犯罪であるということをつきましては、犯罪、罪といふように書いておるわけ

でござります。一方は税金を徴収するという話でございます。ですから犯罪であろうが犯罪に該当しなからうが、それには関係ないわけでござります。一方は税金を徴収する必要もない。だから、行為をした者に、税金を取りますといふことでござります。それから直ちに税金を徴収する、こう書いておるわけであります。

○永末英一君 旧法では犯罪という言葉を使つておりますし、それから手続犯については、何々に違反したのも、どう使うかをしておるわけ

でござります。

まあ罰則につきましては、これは実際は法務省のほうが大体統一的に見ておられます。それで、その罰則規定の何と

経済的な話ですね。酒税徴収。そうすると、今のあなたの御説明を貰くとして、ちょっと矛盾しておるようになります。たのだろうと思うのでござります。

○永末英一君 私の伺つておるのは、五十四条関係で、罰則を課する場合と課さない場合と分けた場合には犯罪という言葉を使つた、こうしますと、四十五条の行為をする者、それを五十六条の三項で受けた——一番に五十六条の第一項六号で受けております。それを三項が受けておる。それは、三項そのものは罰則とは関係ないのだから。しかるに、犯人という言葉を使えば、犯人というのは犯罪を犯した者だと思うのですが、犯罪という感覚が残つておるのと、こういう使い方をしておるわけ

でござりますから、何も犯罪を問題にする必要もない。だから、行為をした者に、税金を取りますといふことでござります。それから直ちに税金を徴収する、こう書いておるわけであります。

○永末英一君 旧法では犯罪という言葉が使つてあったわけですね。それでは、ここへ書いてありますのは、五十六第三項、ここのこととは、「第一項第四号の場合において、酒類、酒母又はもろみの製造者が判明しないときは、酒類については、犯人から、直ちにその酒税を徴収し、酒母又はもろみを、それにもかかわらず、なお犯人という概念を使つておるということについて、あなたの答弁と食い違つておる

○政府委員(村山達雄君) ちよつとわかりませんが、犯罪というのには、今の犯罪という言葉を使っておるのは、脱税犯系統は全部使つております。だから、無免許製造の場合、それから連続犯、それから無免許製造にかかる密造酒をそれと知りながら持つておる、これはすべて今の連続犯の系統で、これは犯罪だと、こう呼んでいるわけでござります。そこで、今度は犯罪を犯したときに罰金をかけるとか、刑罰は刑罰でみんな規定してあります。税金の話が飛び出してくるわけでござります。

○永末英一君 私どもが心配するの

は、その場合に、通常の場合でござりますと、その行為をなした者から直ちに取りますと、これでいいわけござ

ります。ここに書いてございますのは、その本来の脱税者がわからないと、こういうわけでござります。その場合に、だれから取るかといふときには、た

だ所持している者から取るという意味ではございません。所持犯に該当する者から取ります、こううたつているわ

けでござります。したがつて、そこはどうしても犯人——犯人という言葉が適当であるかどうかは別にして、

法律的には、所持犯に該当する人間がらその場合は取りますぞと、こう書いてあるわけでござります。そこまで書かない意味がはつきりしないとい

ります。そこで、今は心配しておりまして、物品税というような問題に

ついて、物品税の中に書き上げられておるいろいろな条項に対し、国民が違反をしたとか、あるいはまた、それの条項に対してそのとおりに事が運ばないといふものについて、質問権、調査

権をこの法律によつてあなた方が持つておる酒税について、明らかに密造酒をそれと知りながら持つておる、これは連続犯のほうについては、その罪は犯罪だと、こう呼んでいるわけでござります。そこで、今度は犯罪を犯したときに罰金をかけるとか、刑罰は刑罰でみんな規定してあります。

○政府委員(村山達雄君) ちよつとわ

かりませんが、同じような対象になつておる酒税については、明らかに密造

する者、あるいはまたそれを所持する者について犯罪だという感覺を持つておいでになる。しかも、犯罪だという

感覺を持つておるから、政府が全般的にこういう間接税關係の質問なり、あ

るいはまた検査をする場合には、やは

り建前としてはそういう感覺が出てき

はしないかといふことを心配するのが

いふは、その場合に、税金が刑法上の

刑罰があるから犯罪という言葉を

残し、罰則のない条項については犯罪

という言葉を「行為」に直したと、こ

う言いますけれども、考え方の根本に

は、やはりこれは全部犯罪だと、こう

いう感覺で臨んでおるとわれわれには

受け取れるんです。その二点を、私が

解釈しているように解釈していいかど

うか、承りたい。

○政府委員(村山達雄君) 前段の問題

は全然別で、通常の調査のために設けられていたんだとこざいます。

ただ、罰金のところでは、罰を犯した者についてはやりますと書いてあ

ります。ですから、何といひますか、憲法

のあの条項は、逆にいえれば適用がない

んだ、それとは關係なく設けられてお

る、それは处罚しようがしまいが、

おいでになります。しかも、犯罪だといふ

わけがござります。

○政府委員(村山達雄君) ちよつとわ

かりませんが、実は強制調査と

いう問題は、これは全然別でございま

す。ある同じ犯則事件について強制調

査をやるかどうかは、國犯法、國税犯

則取締法でございますと、その場合、任

意調査もありますし、強制調査もあり

ます。もちろん検査の章は全部違つ

わります。普通の収税官吏が

おで

でござります。

その場合に、強制調査

をやろうと思えば、裁判所の令状が要

ります。

ただ、罰金のところでは、罰を犯した者についてはやりますと書いてあ

ります。

ところが税金を徴収することになつておる、ところが税金を徴収することになつておる酒税については、明らかに密造

する

ことになります。

ところが、同じような対象になつておる酒税については、明らかに密造

する

ことになります。

ことになります。

うは、何々に違反した者、こういう用語になつておるということでございま

す。

○成瀬幡治君 犯人の文字が適當かどうか、あるいは犯罪という言葉が適當かどうかということで議論をしておつ

て、中身がどうかというわけじゃない

のです。そこで、税法の五十六条の三

項のところに――まあ例ですよ。三項

を例にとりますと、「第一項第六号の

場合において、酒類、酒母又はもろみ

の製造者が判明しないときは、酒類に

ついては、犯人から、直ちにその酒税

を徴収し、「以下ずっとこう書いてお

る。その「犯人」――この次にも出て

おりますが、「犯人」という言葉が、

これは密造酒である、密造のものであ

るというふうな言葉を使つたのだ、

やらない、認識をしておらない者は

犯人じやないのだ、認識しておるから

犯人じやないのだ、認識しておるから

が……。

○政府委員(村山達雄君) 罪を犯す意

るうとと思うわけでございます。

○成瀬幡治君 だらうと思うというのではなくて、そこを明確にしておいて下さい。

○政府委員(村山達雄君) 罪を犯す意

なき行為はこれを罪せずという刑法總則があるわけでございます。ですから、犯意がなければ犯罪は成立しないということは、これは税についても当然のことだらうと思います。

○成瀬幡治君 だから、ここで犯人か

らという言葉を使ったということは、

もう完全に意識しているんだというこ

とを前提にして犯人という字を使った

わけですか。
○委員長(櫻井小虎君) それでは、本
日はこれにて散会いたします。

午後五時二十一分散会

昭和三十七年四月六日印刷

昭和三十七年四月七日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局